

大空町公共下水道事業経営戦略

(平成 29 年度～平成 38 年度)



平成 29 年 3 月

北海道 大空町

目次

1. はじめに	1
2. 大空町の下水道事業の現況	2
(1) 大空町の人口推計	2
(2) 下水道事業の現況	3
①施設について	3
②使用料について	5
③組織体制について	8
(3) 民間活力の活用等	8
①民間活用の状況	8
②資産活用の状況	8
3. 経営の基本方針	9
(1) 基本理念	9
(2) 基本方針	9
①「安全で安心な暮らしの実現」	9
②「健全な下水道経営」	9
4. 現状分析	10
(1) 現状分析の視点	10
(2) 他団体比較と比較対象の検討	11
(3) 経営指標による分析の実施	12
①人員効率	12
②投資効率	13
③財務効率及び安全性	16
(4) 事業における経営課題	29
①公共下水道事業	29
②特定環境保全公共下水道事業	31
③今後の料金改定のあり方について	32
5. 投資・財政計画	33
(1) 財政シミュレーションの実施	33
①推計パターンの設定について	33
②シミュレーションの前提条件（各パターン共通）	34
③シミュレーションの実施結果	35
(2) 投資・財政計画(収支計画)	39
(3) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	39

①収支計画のうち投資についての説明.....	39
②収支計画のうち財源についての説明.....	39
③収支計画のうち投資以外の経費についての説明	39
(4) 投資・財政計画（収支計画）の策定結果からみる経営課題について	39
(5) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	41
①今後の投資についての考え方・検討状況	41
②今後の財源についての考え方・検討状況	41
③投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	42
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	43
【別紙1】経営指標の説明	44
【別紙2】投資・財政計画	47

1. はじめに

本町においては、現在に至るまで住民の生活環境の改善および河川・水路等の公共的水域の保全を図り、安全で快適な住民の生活を確保するために、積極的な下水道施設および設備の整備が進められてきたところであり、今後も住民に必要な下水道サービスを継続的に提供していくことが求められます。

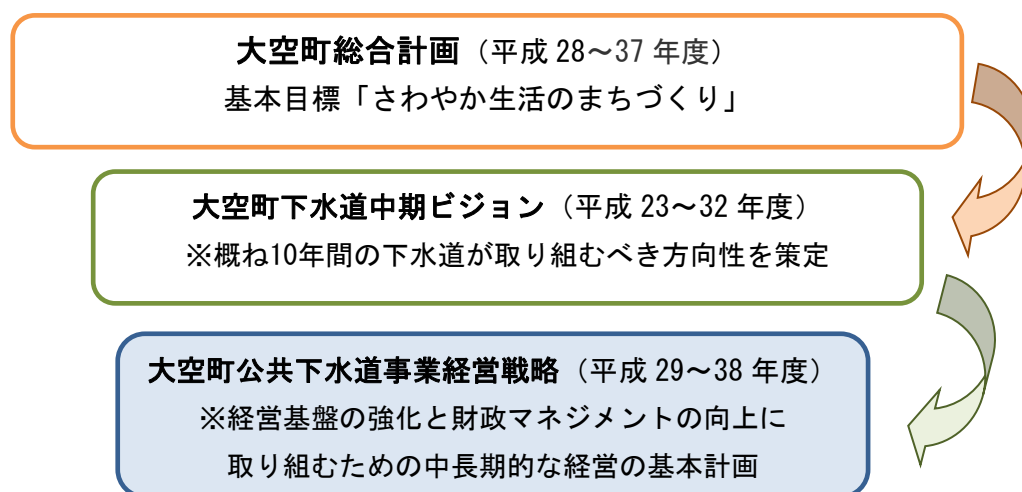
しかしながら、今後は人口減少等により使用料収入の減少が見込まれる一方、下水道施設の老朽化に伴う更新投資の増大が見込まれるなど、下水道事業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想されます。

こうした状況の中、住民に対して安全で快適な下水道サービスを継続的に提供するためには、下水道事業を取り巻く現状の経営課題を把握し、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した業務の効率化・経営の健全化を推進することが求められます。

また、平成26年8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が総務省より公表され、地方公営企業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が求められました。さらに、公営企業の経営に関する取組みの考え方については「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）等においても明記されているところです。

本町においても、これらの趣旨を踏まえ、本町の下水道事業について現状の課題を把握するとともに中長期的な経営計画として「大空町公共下水道事業経営戦略」を策定することとしました。

本戦略は、策定の過程において類似団体との比較分析等により現状の課題を洗い出すとともに、長期的な財政シミュレーションを実施する中で必要な経営改善策を検討し、本町の下水道事業における「投資・財政計画」として、平成29年度から平成38年度までの10年間の建設事業や維持管理費等の見通しや料金体系の適正化に基づく財政面での見通しを明らかにするものです。

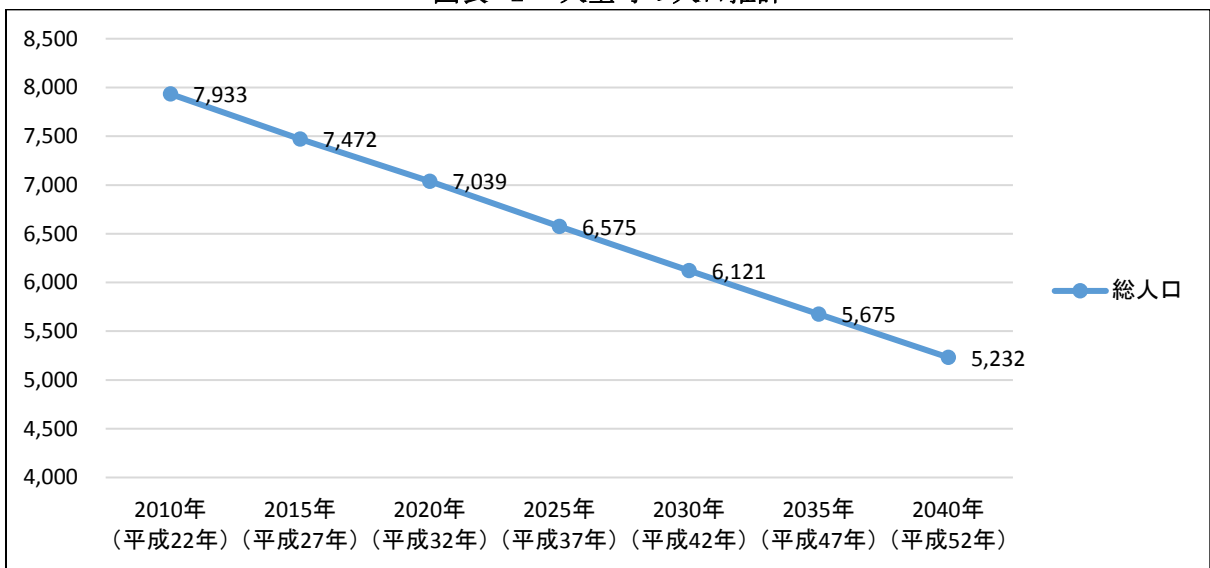


2. 大空町の下水道事業の現況

(1) 大空町の人口推計

下水道の利用者は一般家庭のほか、事業者など様々な利用者が存在します。本町の場合、一般家庭による利用が大半であるため、その経営は人口に大きく左右されると考えられます。大空町の人口について、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計によれば図表1のような推移となることを見込まれています。なお、社人研によるこの推計は、2010（平成22）年の国勢調査結果（男女別・年齢別人口）を基準値とし、「①将来の生存率」「②将来の純移動率」「③将来の子ども女性比」「④将来の0～4歳性比」を設定した推計となっています。

図表 1 大空町の人口推計



この推計によれば、2015（平成27）年に7,472人と予想されていた人口は2040（平成52）年には5,232人へと25年間で約30%の減少が見込まれています。こうした人口減少は本町の下水道事業にも大きな影響を与えます。

なお、2015（平成27）年10月に本町が策定した「大空町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、このような人口推計を踏まえた人口減少要因を把握し、人口減少抑制策を検討する中で、大空町が目指す推計として2040（平成52）年に5,940人の人口を確保することが目標として設定されています。これにより、社人研の推計に比べ、2040（平成52）年時点で700人程度人口が増加する目標設定となっていますが、2015（平成27）年と比較すると約20%人口が減少することになり、いずれにせよ下水道事業に与える影響は小さくありません。

今回策定する経営戦略の計画期間は2017（平成29）年度から2026（平成38）年度までの10年間となっていますが、本町における人口減少の推計を踏まえ、中長期的な人口減少に伴う影響を想定した取組みを検討していくことが必要です。

(2) 下水道事業の現況

本町の下水道事業は、平成18年3月31日に女満別町と東藻琴村が合併して大空町となり、女満別地区を公共下水道事業、東藻琴地区を特定環境保全公共下水道事業の事業種別で整備を進めています。両地区とも隣接する網走市の公共下水道に接続し、網走浄化センターにて汚水処理を行っています。

①施設について

(ア) 公共下水道事業（女満別地区）

平成2年度に当初の認可を受け、平成4年3月に供用を開始してから、今日まで順調に整備を進めています。下水道整備面積（汚水）は、平成27年度末で253.5haであり、下水道整備率は、事業認可面積266haに対して95.3%となっています。また、一部、街路事業など他事業と連携した雨水整備を行っており、4.1kmの雨水管を整備しています。

(平成28年3月31日時点)

供用開始年度	平成4年3月19日に供用開始 (供用開始後24年)
処理区域内人口	3,543人
処理区域面積	2.66 km ²
処理区域内人口密度	1946.70 人/km ²
普及率	46.45%
有収率	91.01%
法適・非適の区分	法非適用 法適用については現状予定なし。
流域下水道等への接続の有無	網走市の公共下水道に接続。
処理区数	1
処理場数	0
広域化・共同化・最適化等の実施状況	隣接する網走市の呼人地区へ汚水送水の上、網走市の公共下水道に接続し、網走浄化センターにて汚水処理を実施。

(イ) 特定環境保全公共下水道事業（東藻琴地区）

平成4年度に当初の認可を受け、平成7年3月に供用を開始してから、今日まで順調に整備を進めています。下水道整備面積は、平成27年度末で98haであり、下水道整備率は、100%となっています。下水道事業では、雨水管を整備していません。

(平成28年3月31日時点)

供用開始年度	平成7年3月31日に供用開始 (供用開始後21年)
処理区域内人口	1,558人
処理区域面積	0.98km ²
処理区域内人口密度	1589.80人/km ²
普及率	20.42%
有収率	94.81%
法適・非適の区分	法非適用 法適用については現状予定なし。
流域下水道等への 接続の有無	網走市の公共下水道に接続。
処理区数	1
処理場数	0
広域化・共同化・最適化 等の実施状況	隣接する網走市の藻琴地区へ汚水送水の上、網走市の公共 下水道に接続し、網走浄化センターにて汚水処理を実施。

②使用料について

(ア) 使用料体系の概要・考え方

(A) 公共下水道事業（女満別地区）

本事業の現在の料金表は図表 2 のとおりです。本事業の料金体系については、平成 4 年の供用開始以来、料金改定は実施していません。

図表 2 現在の料金表

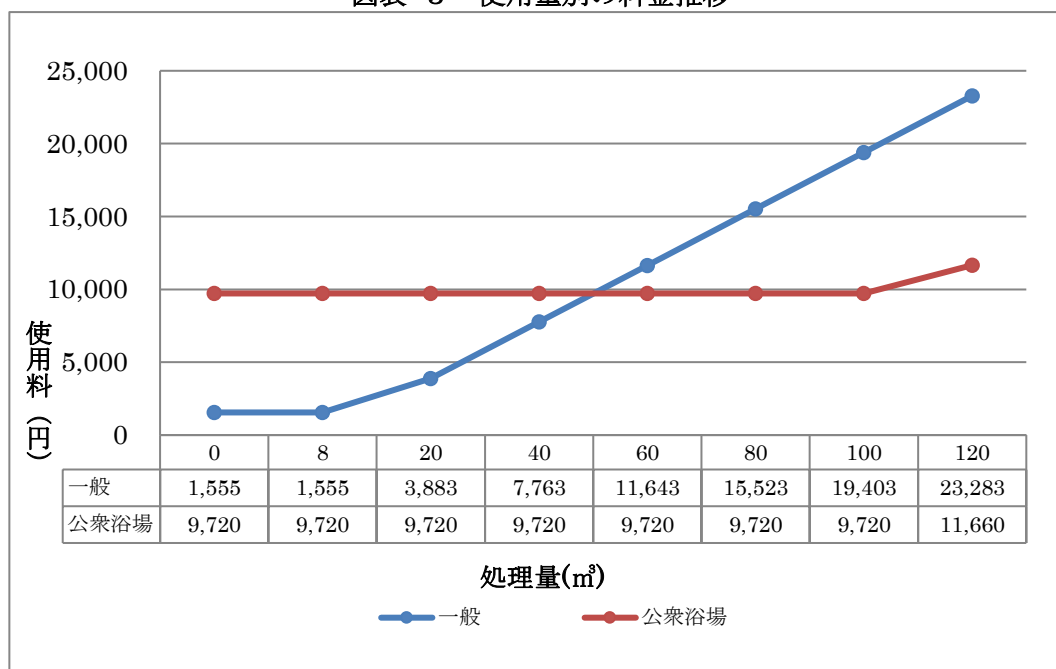
用途別	基本料金（1 か月につき）		超過料金 （1m ³ につき）
	基本水量	基本料金	
一般	8m ³ まで	1,555 円	194 円
公衆浴場	100m ³ まで	9,720 円	97 円

料金体系は、用途別に「一般」「公衆浴場」の 2 種類に区分されています。

「一般」は、処理量 8m³ までは 1,555 円の固定料金であり、処理量が 8m³ を超えると 1m³ 当たり 194 円の従量料金制となっています。

また、「公衆浴場」は処理量 100m³ までは 9,720 円の固定料金であり、処理量 100m³ を超えると 1m³ 当たり 97 円の従量料金制となっています。

図表 3 使用量別の料金推移



(B) 特定環境保全公共下水道事業（東藻琴地区）

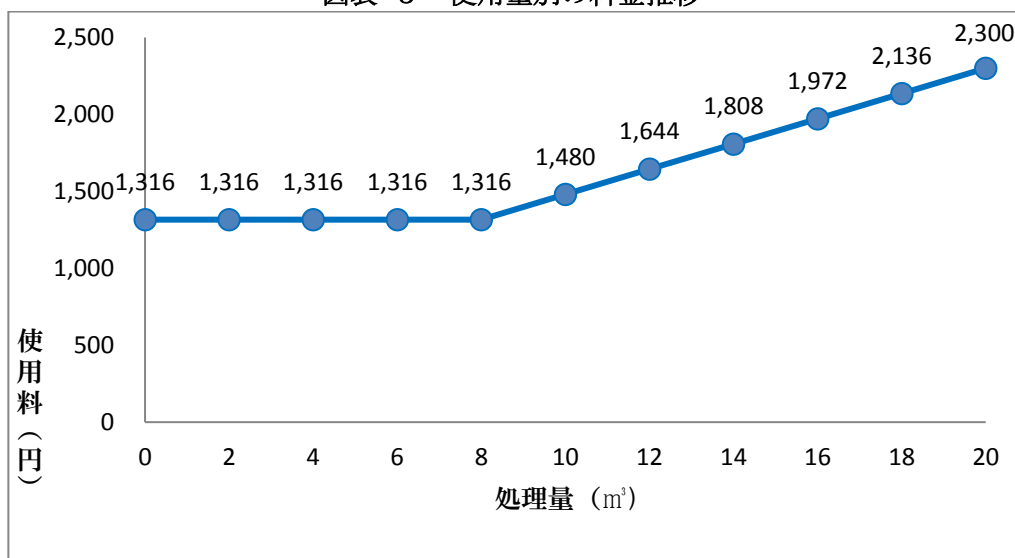
本事業の現在の料金表は図表4のとおりです。本事業の料金体系については、平成7年の供用開始以来、平成13年と平成16年に料金改定を実施したのみとなっています。

図表 4 現在の料金表

用途別	基本料金（1か月につき）		超過料金 （1m ³ につき）
	基本水量	基本料金	
一般	8m ³ まで	1,316円	164円

料金体系は「一般」のみであり、処理量8m³までは1,316円の固定料金であり、処理量が8m³を超えると1m³当たり164円の従量料金制となっています。

図表 5 使用量別の料金推移



「一般」の処理量1m³当たりの料金は、特定環境保全公共下水道事業では164円であり、公共下水道事業の194円と比べ30円安くなっています。今後は本戦略を踏まえ、両事業の利用者間の公平感を保ち公共下水道事業とのバランスを考慮した適正な料金のあり方を検討していく必要があります。

(イ) 条例上及び実質的な使用料

本事業における条例上の使用料と実質的な使用料について、過去6年間の推移は図表6のとおりです。条例上の使用料は、図表2及び図表4の料金表に基づき、一般家庭の平均的な水道使用量である20m³当たりの下水道使用料を算出しています。また、実質的な使用料は年間の下水道使用料金を年間有収水量で除し、20m³当たりの下水道使用料を算出しています。

(A) 公共下水道事業（女満別地区）

条例上の使用料は3,883円/20m³となりますが、実質的な使用料は平成22年度の3,715円/20m³から平成27年度には3,934円/20m³へと上昇しています。これは1家庭当たりの水道使用量が減少していることが要因であると考えられます。

図表 6 使用料の推移（公共下水道事業）

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
下水道使用料 (千円)	79,095	77,724	77,797	75,400	76,292	75,318
年間有収水量 (m ³)	425,772	415,952	413,083	398,683	389,888	382,867
実質的な使用料 (円/20m ³)	3,715	3,737	3,766	3,782	3,913	3,934
条例上の使用料 (円/20m ³)	3,883	3,883	3,883	3,883	3,883	3,883

(B) 特定環境保全公共下水道事業（東藻琴地区）

条例上の使用料は3,284円/20m³となりますが、実質的な使用料は平成22年度の3,365円/20m³から平成27年度には3,495円/20m³へと上昇しています。公共下水道事業と同様に1家庭当たりの水道使用量が減少していることが要因であると考えられます。

図表 7 使用料の推移（特定環境保全公共下水道事業）

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
下水道使用料 (千円)	25,610	25,660	26,025	25,388	25,513	25,129
年間有収水量 (m ³)	152,196	152,163	154,173	148,228	146,755	143,769
実質的な使用料 (円/20m ³)	3,365	3,372	3,376	3,425	3,476	3,495
条例上の使用料 (円/20m ³)	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284

③組織体制について

大空町公共下水道事業に関する事務は、役場建設課が所管しています。建設課の構成員は、課長・主幹を含む13名です。このうち、下水道事業に従事しているものは5名です。今後、事務の効率性をより高めることによって、人件費の抑制に努めます。

職員給与費の予算措置については、公共下水道事業の担当として2名配置している状況となっています。

(3) 民間活力の活用等

①民間活用の状況

施設の維持・管理等を効率的に実施するために、以下の業務を民間事業者へ委託しています。

- ・下水道施設の清掃
- ・マンホールポンプ場の保守点検
- ・第一ポンプ場の機械設備の保守点検

現状では、民間事業者へ委託することでコスト削減につながる業務は他にはありませんが、業者間の競争原理による委託費の抑制に努めます。

②資産活用の状況

汚水処理は公共下水道事業（女満別地区）および特定環境保全公共下水道事業（東藻琴地区）のいずれについても網走市の公共下水道に接続・送水し、網走市浄化センターにて処理を行っています。したがって、下水汚泥等のエネルギー利用は実施していません。

また、事業の実施に不可欠な土地・施設等については有効に利用しており、未利用の土地・施設等もないことから、土地および施設等の貸付などの資産活用は行っていません。

3. 経営の基本方針

(1) 基本理念

本町を取り巻く状況を考慮し、今後、本町の下水道が目指すべき共通の理念を上位計画である「総合計画」を考慮し、「大空町下水道中期ビジョン」と同じく「大空と大地の中でさわやか生活を支える持続可能な下水道」を基本理念とします。

基本理念には、大空町の下水道が、建設から改築更新、維持管理の時代を迎えるに当たり、財政悪化や人口減少、少子高齢化などの要因による様々な下水道事業上の問題を解決しつつ、住民の生活、自然環境、地域産業に密接に関わる下水道のサービスを継続的に提供しなければならないという意味が込められています。

(2) 基本方針

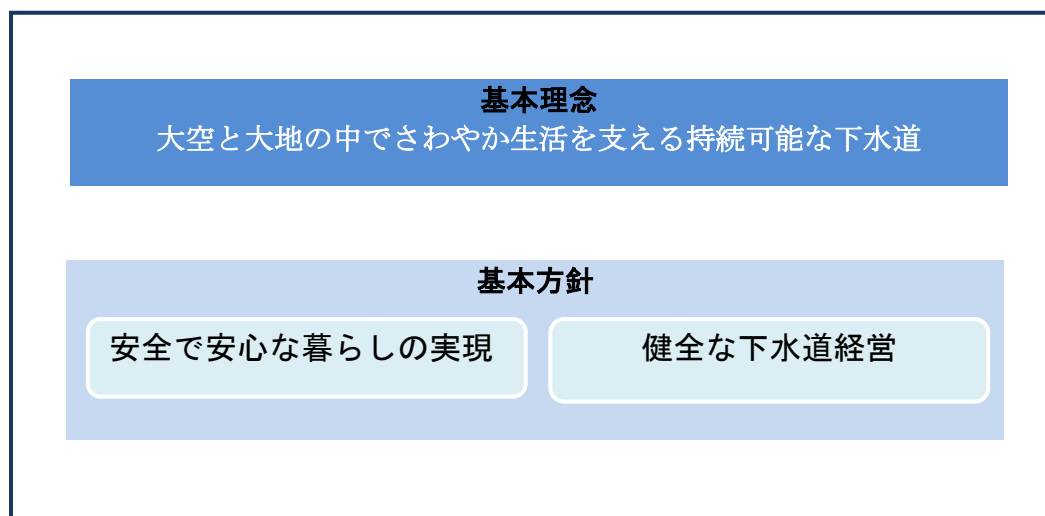
基本理念を踏まえた基本方針として、以下に示す2つの視点から下水道における目標と展望、その方向性などを設定しています。

①「安全で安心な暮らしの実現」

汚水の適切な整備と管理の継続により、公衆衛生を確保し、施設の長寿命化、地震対策などを行い、安全・安心を確保します。また、適切な管理を行うことで、管路の老朽化に伴う道路陥没を未然に防止します。

②「健全な下水道経営」

持続可能な下水道事業を目指し、事業の経営面の安定性、透明性を確保するとともに、健全な下水道経営を目指します。



4. 現状分析

(1) 現状分析の視点

本町における下水道事業の経営戦略を策定するに当たり、経営の現状を多面的な視点から分析することによって、事業の課題を的確に把握することが求められています。

したがって、人員効率（ヒト）・投資効率（モノ）・財務効率及び健全性（カネ）の3つの視点から、幅広く経営指標を採用して分析を行いました。

なお、採用した各種指標の算定式・内容の説明は別紙1に記載しています。

図表 8 現状分析に利用した経営指標

視 点	一般的に想定される経営課題	指 標
人員効率 (ヒト)	職員数が実態に合っていない	・職員1人当たり下水道使用料収入
投資効率 (モノ)	施設効率が低い	・有収率
	施設の老朽化	・建設改良費推移
	水洗化率（接続率）の低迷	・水洗化率
財務効率及 び健全性 (カネ)	資本費が高い（元利償還費が多い）	・汚水処理原価 ・経費回収率 ・地方債残高対事業規模比率
	一般会計繰入金に依存した経営	・経費回収率 ・一般会計繰入金推移 ・繰入金比率
	料金改定が行われていない	・使用料単価 ・汚水処理原価
	人口減少に伴う経営悪化	・総収支比率 ・収益的収支比率 ・利子負担率 ・処理区域内人口1人当たりの借入金残高 ・一般会計繰入金推移 ・繰入金比率

(2) 他団体比較と比較対象の検討

これまで下水道事業は、普及率が全国的に唯一の共通指標とされ、各自治体・事業体はその向上に取り組んできたところです。しかしながら、下水道の普及が進むとともに人口減少時代に突入した現在、普及率以外の指標にも着目されるようになってきました。

普及率同様、重要な指標に基づいて事業の実績や現状を客観的に評価するには、他の団体と比較することが有効であり、他団体との比較分析を実施しました。

なお、現状分析は、北海道における人口密度の低さや広大な面積を考慮して、全国平均ではなく北海道内の類似団体平均値を比較対象として行いました。類似団体については総務省より示された以下の区分を採用しています。本町の公共下水道事業はCd2に、特定環境保全公共下水道事業はD2に該当するため、同区分を類似団体区分として比較分析を行っています。

図表 9 公共下水道事業区分一覧表

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数(全国)	団体数(道内)
政令市等			政令市等	21	0
10万以上	100人/ha以上		Aa	36	0
	75人/ha以上		Ab	31	0
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	42	0
		30年未満	Ac2	7	0
50人/ha未満		Ad	50	0	
3万以上	100人/ha以上		Ba	7	0
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	15	0
		30年未満	Bb2	11	0
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	42	0
		30年未満	Bc2	35	0
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	111	2
30年未満		Bd2	65	1	
3万未満	75人/ha以上		Ca	4	0
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	11	0
		15年以上	Cb2	38	0
		15年未満	Cb3	19	0
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	54	7
		15年以上	Cc2	210	13
		15年未満	Cc3	113	3
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	21	4
		15年以上	Cd2	160	31
15年未満		Cd3	68	7	

図表 10 特定環境保全公共下水道区分一覧表

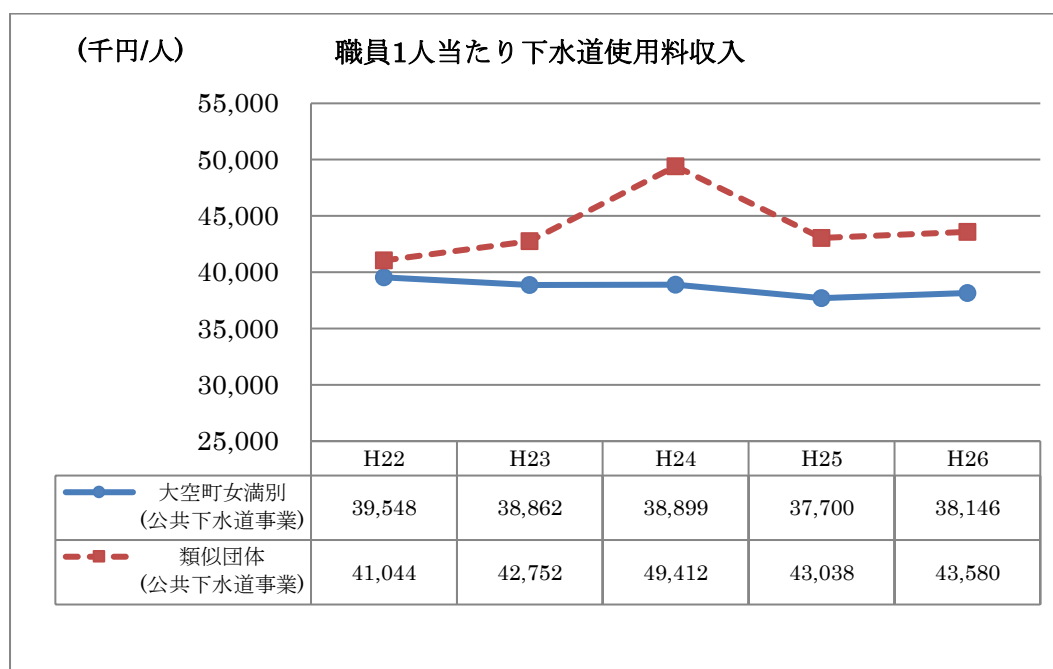
供用開始後年数別区分	類型区分	団体数(全国)	団体数(道内)
30年以上	D1	30	1
15年以上	D2	431	44
15年未満	D3	260	7

(3) 経営指標による分析の実施

①人員効率

人員効率に関する指標は、「職員数に照らして妥当な事業規模であるか」を測る指標となっています。以下のとおり、「職員1人当たり下水道使用料収入」について分析を行いました。

(ア) 職員1人当たり下水道使用料収入



【分析】

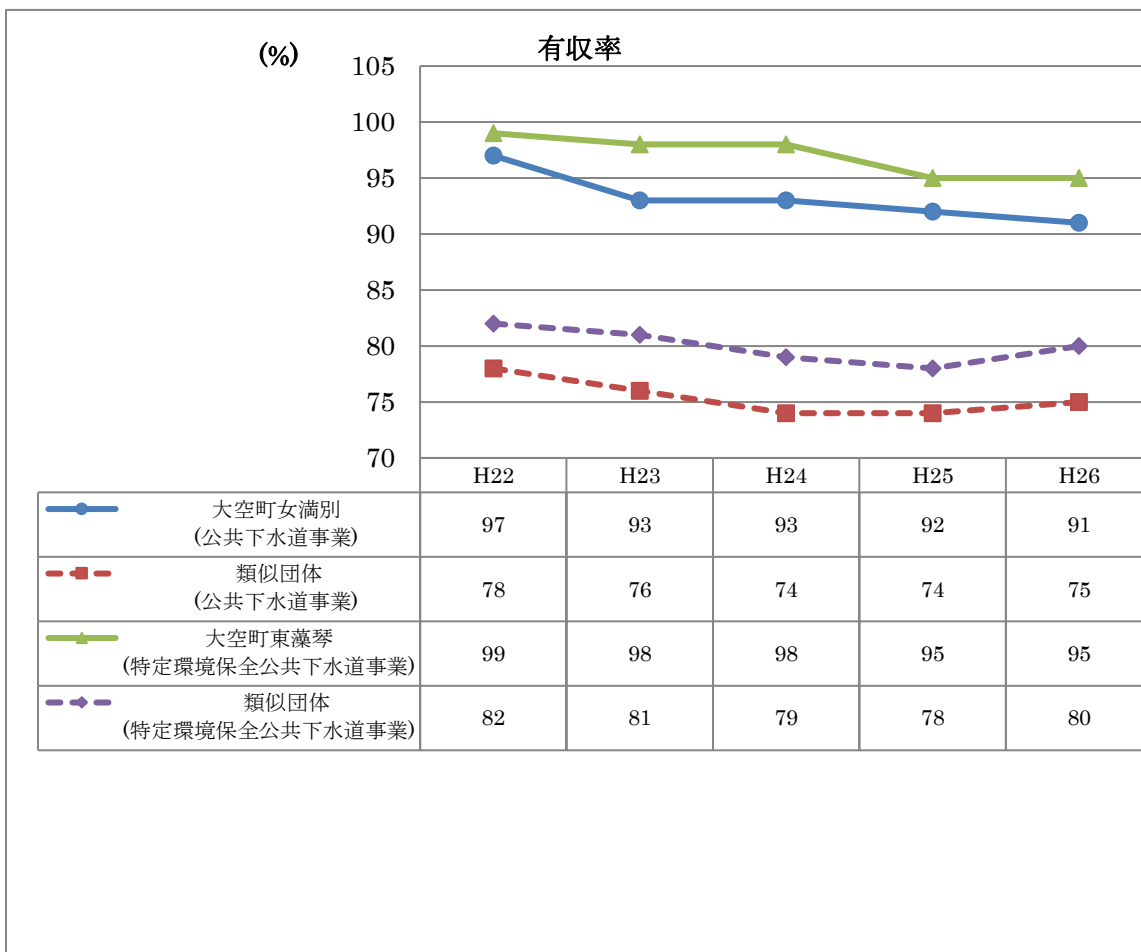
公共下水道事業では、どの年度も大空町が類似団体を下回っており、職員1人当たりの生産性は他団体より若干低い状況であると読み取れます。料金収入と人員の観点から検討する必要があります。

なお、特定環境保全公共下水道事業は、人件費を計上していないため、分析を省略しています。

②投資効率

投資効率に関する指標は、「事業規模に照らして過大投資となっていないか」を測る指標となっています。以下のとおり、「有収率」「建設改良費の推移」「水洗化率」について分析を行いました。

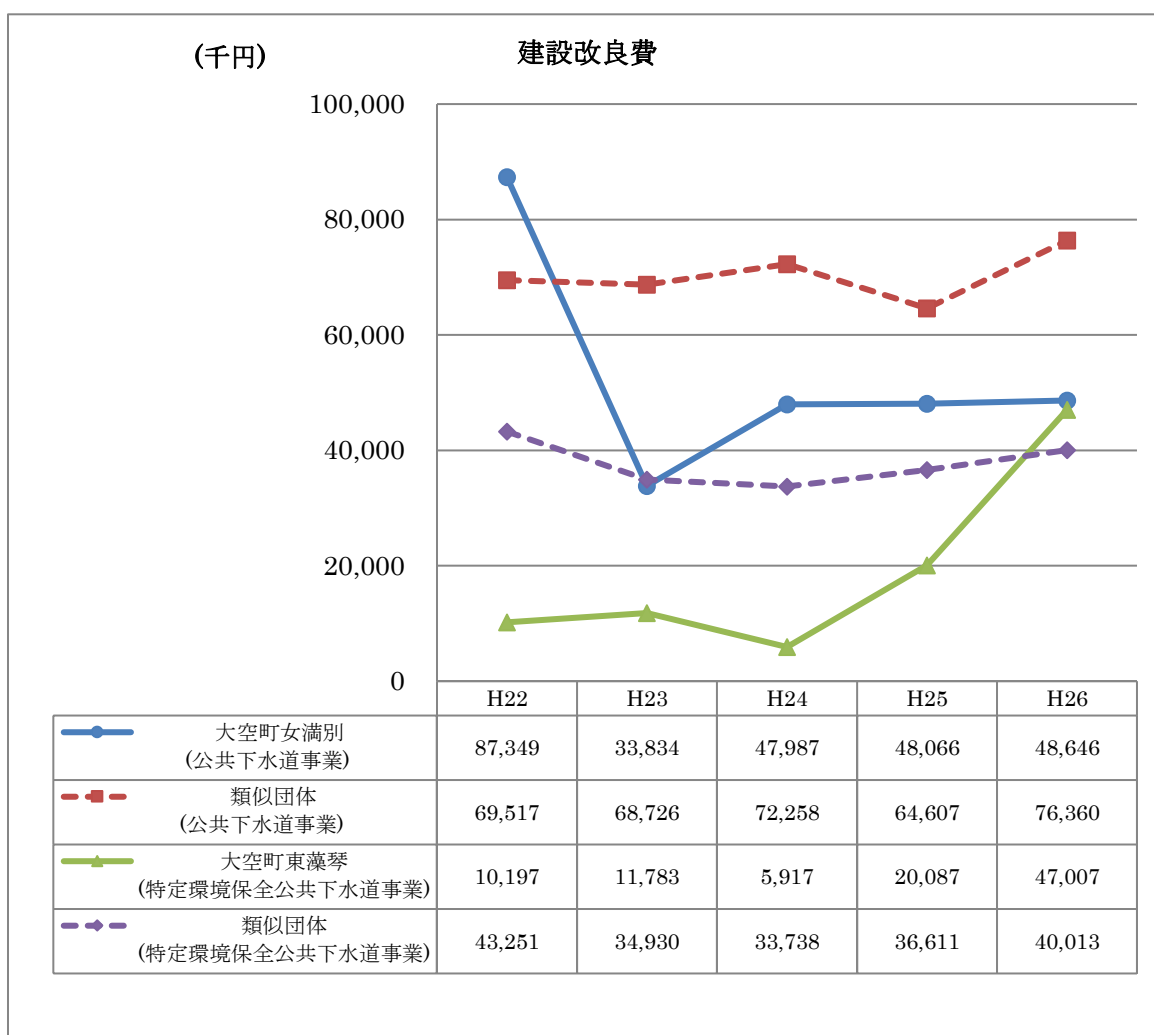
(ア) 有収率



【分析】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、どの年度も大空町が類似団体より高くなっています。他団体と比べ、不明水が少なく、非常に効率的な施設運営がなされていることが読み取れます。ただし、若干の減少傾向が見られるため、管渠等の老朽化の状況を踏まえ、その推移について継続して注視することが必要です。

(イ) 建設改良費の推移

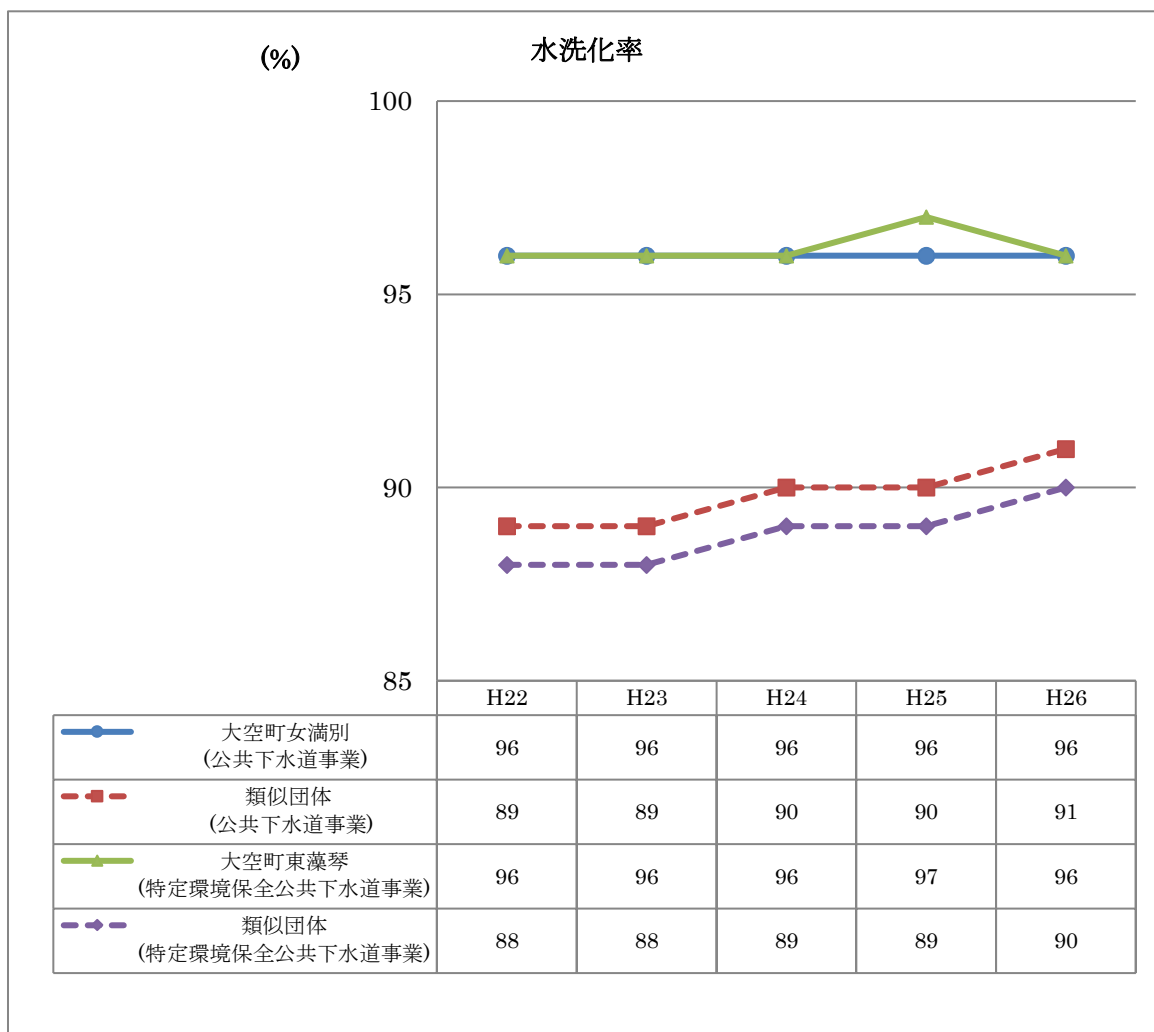


【分析】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、大空町が類似団体を下回っている年度が多く、他団体と比べて建設改良費は低水準であることが読み取れます。これは、管渠の布設がここ数年行われていないことが要因と考えられます。

特定環境保全公共下水道事業の平成 26 年度は、水位計の更新や管渠移設工事により、高水準です。今後とも更新投資の時期を見据えた計画的な投資について検討する必要があります。

(ウ) 水洗化率



【分析】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、どの年度も大空町が類似団体より高く、施設整備が進んでいることが読み取れます。

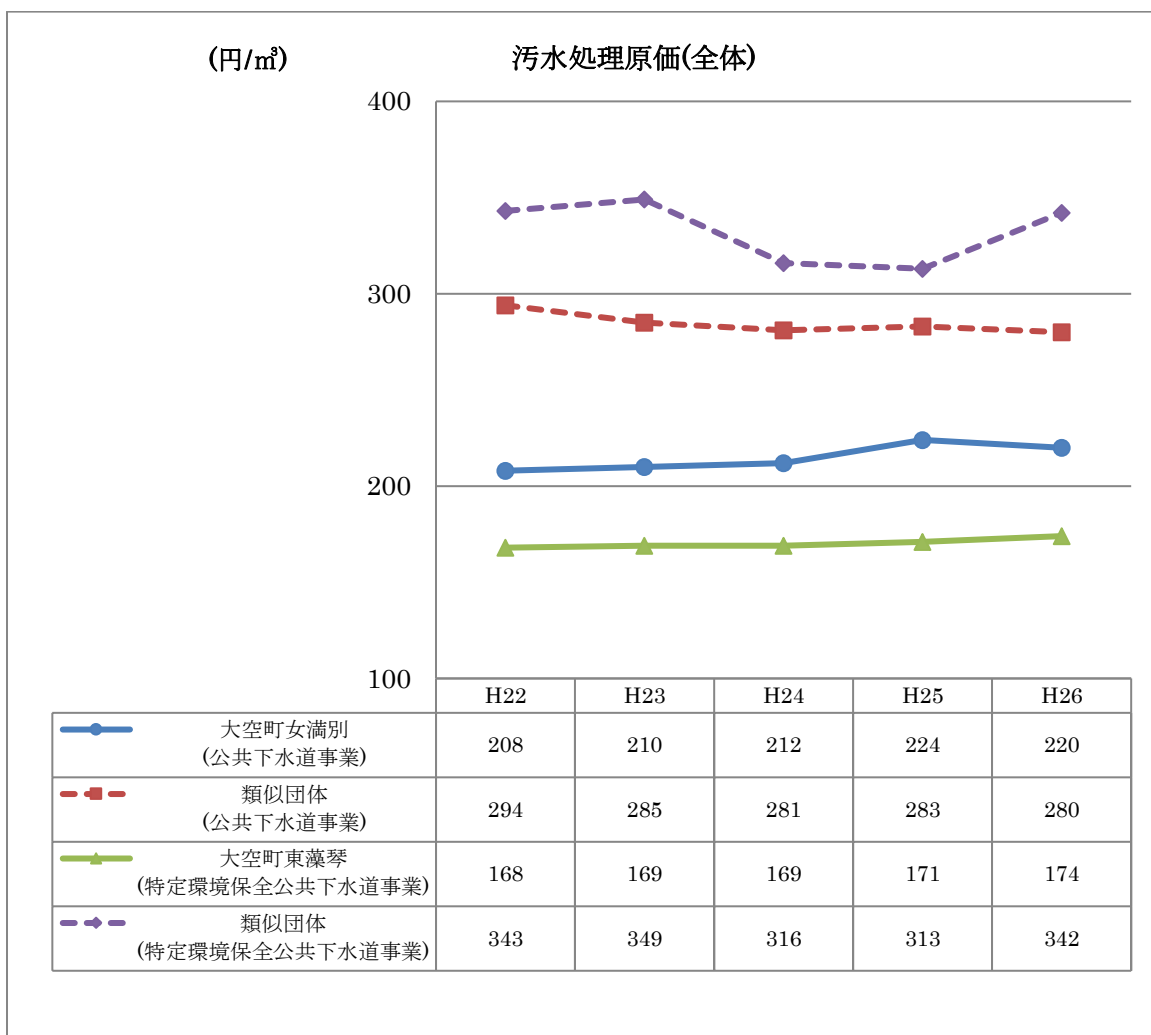
今後も引き続き、現在の水準を維持していく必要があります。

③財務効率及び安全性

財務効率に関する指標は「安定的な経営が行われているか」「財務健全性が確保されており、債務弁済能力があるか」を測る指標となっています。以下のとおり、「汚水処理原価」「経費回収率」「地方債残高対事業規模比率」その他各種指標について分析を行いました。

(ア) 汚水処理原価

(A) 全体



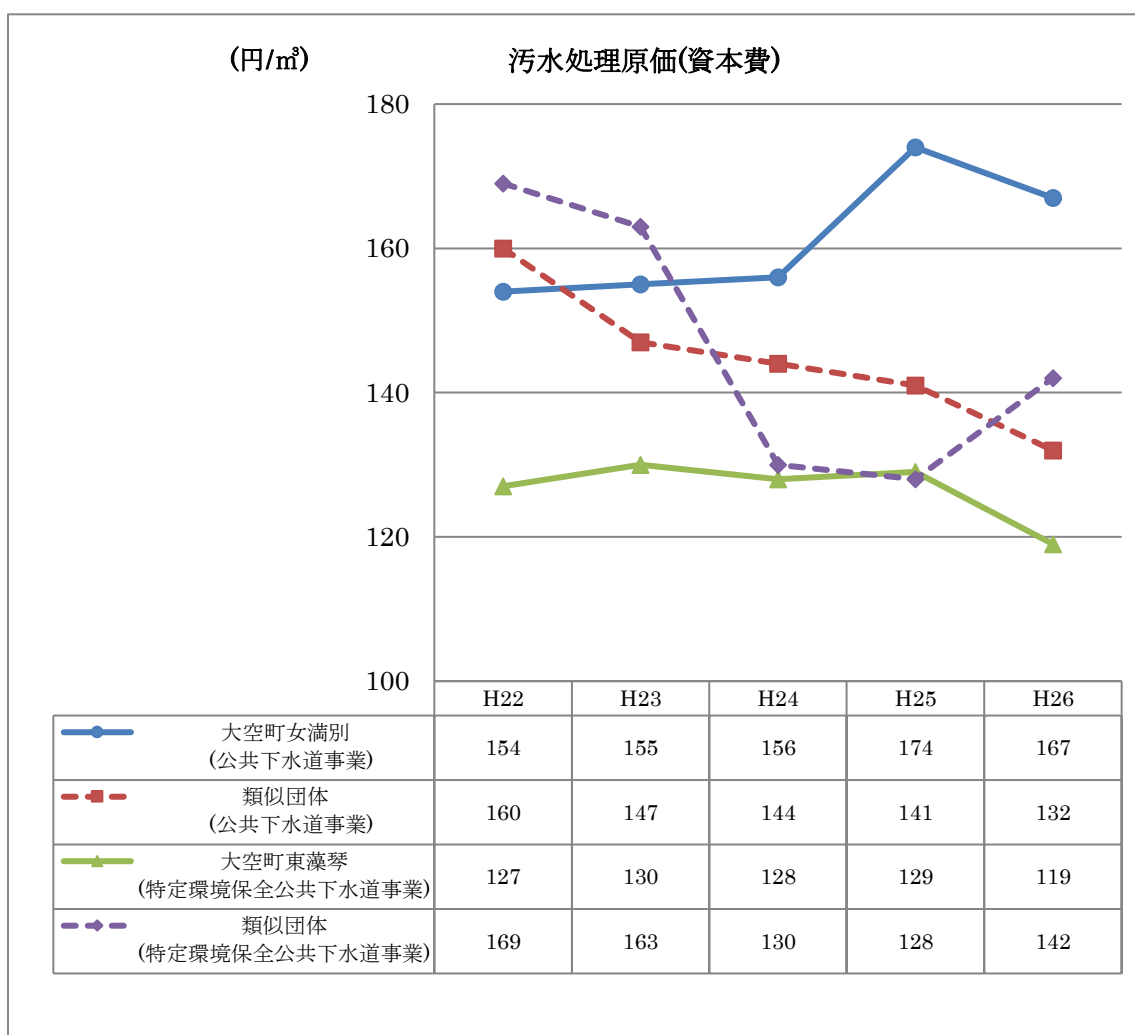
【分析】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、どの年度も大空町が類似団体を下回っており、他団体と比べて効率的な汚水処理が行われていることが読み取れます。

公共下水道事業が特定環境保全公共下水道事業より高いのは、資本費の汚水処理費が公共下水道事業の方が高いことが要因です。

汚水処理原価は今後の更新投資の状況等により増加することが想定されるため、継続して注視することが必要です。

(C) 資本費



【分析】

公共下水道事業では、平成 23 年度を境に、大空町が類似団体を上回りその差額が平成 26 年度にはやや大きくなっています。

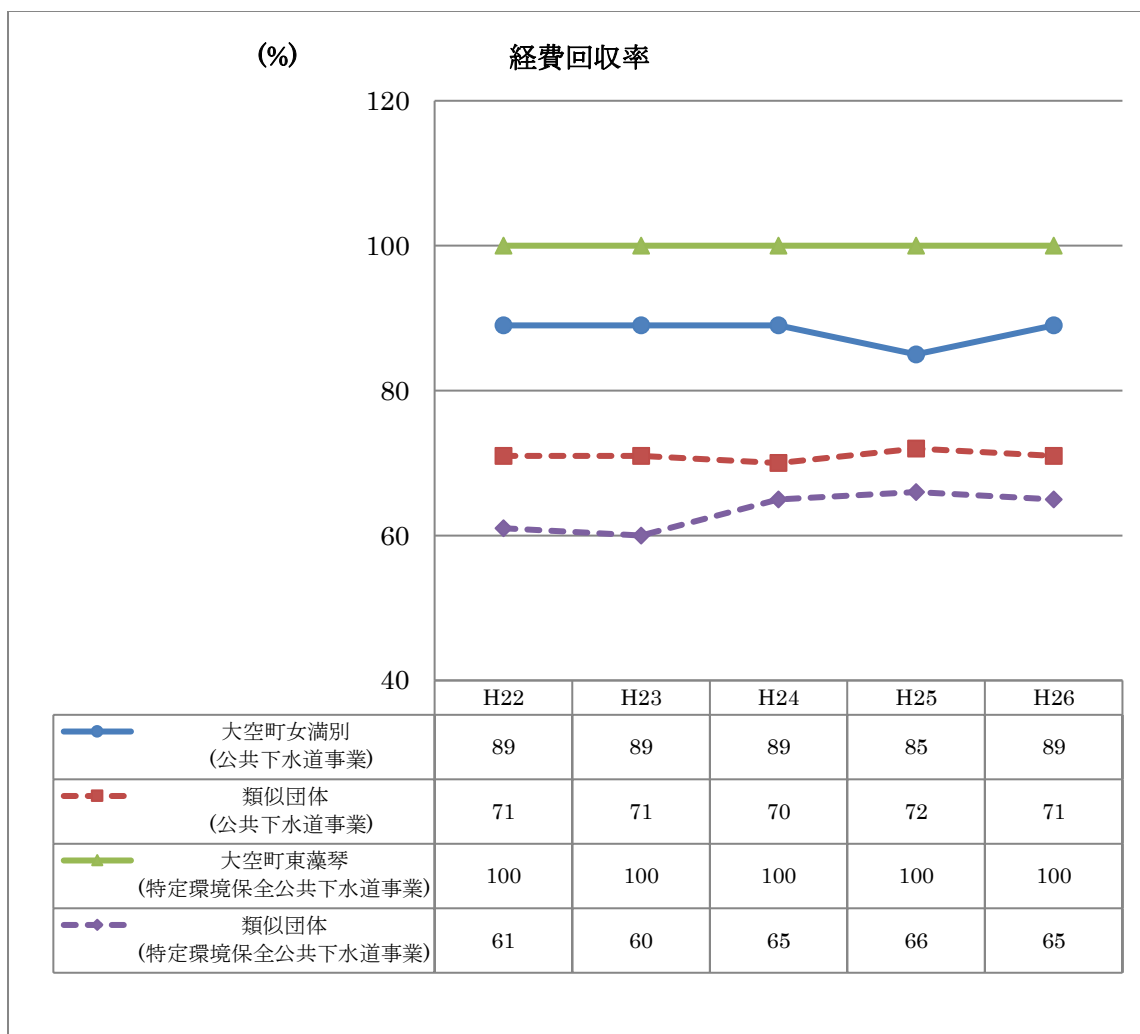
これは、平成 25 年度では、地方債償還金が増加したこと、平成 26 年度では支払利息が減少したものの有収水量が 10%弱減少したことから、差が大きくなったものです。

特定環境保全公共下水道事業では、どの年度も、大空町が類似団体を下回っているかもしくは同水準であり、地方債償還金等は多額とはなっていないことが読み取れます。

汚水処理費と年間有収水量の減少率が同程度であることから、当該指標もほぼ一定となっています。

特定環境保全公共下水道事業より公共下水道事業の方が高いのは、地方債償還金が多額のためです。

(イ) 経費回収率



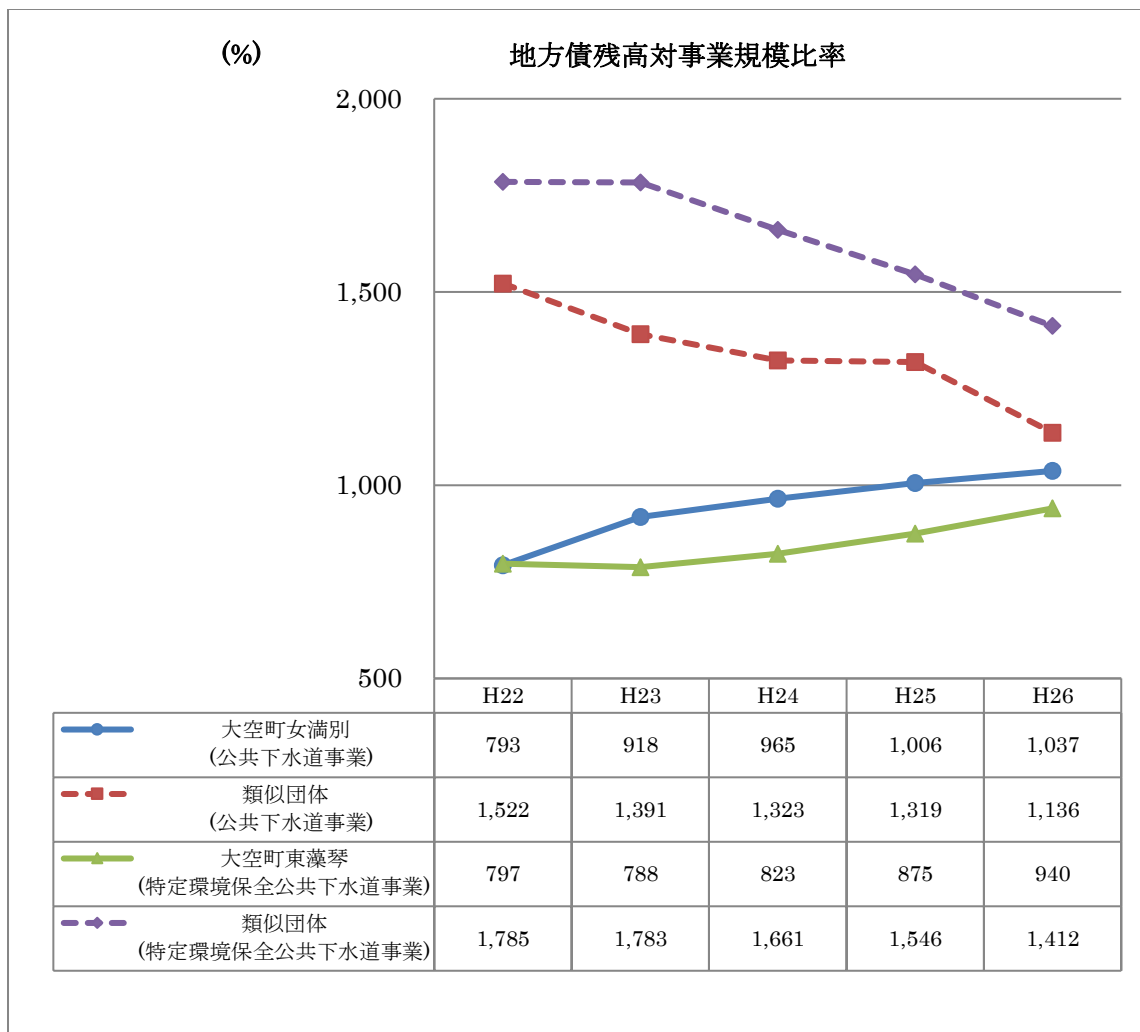
【分析】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、どの年度も大空町が類似団体を上回っており、経営状況は他団体より良好であることが読み取れます。

特定環境保全公共下水道事業の方が資本費の汚水処理費が少ないことから、公共下水道事業より経費回収率は高くなっています。

公営企業の本質に照らして考えると、経費回収率は100%以上の数値を示すことが望ましいので、100%未満の公共下水道事業では、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減に努める必要があります。

(ウ) 地方債残高対事業規模比率



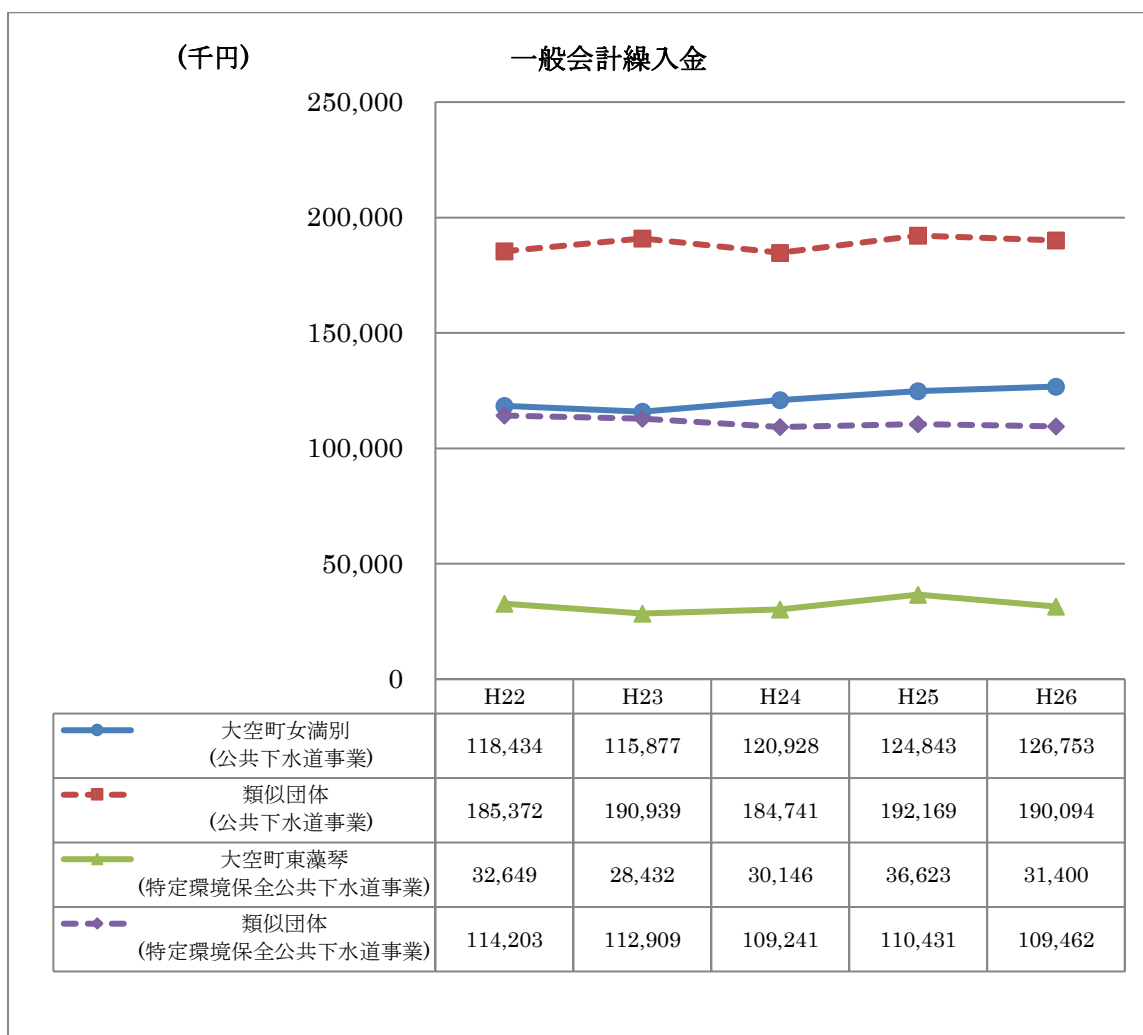
【分析】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、どの年度も大空町が類似団体を下回っており、収益規模に対して過大な地方債残高ではないことが読み取れます。

若干ではありますが上昇傾向ですので、今後の建設投資によっては、数値が大幅に悪化することも懸念されますので、その推移について継続的に注視する必要があります。

(エ) 一般会計繰入金

(A) 経年比較



【分析】

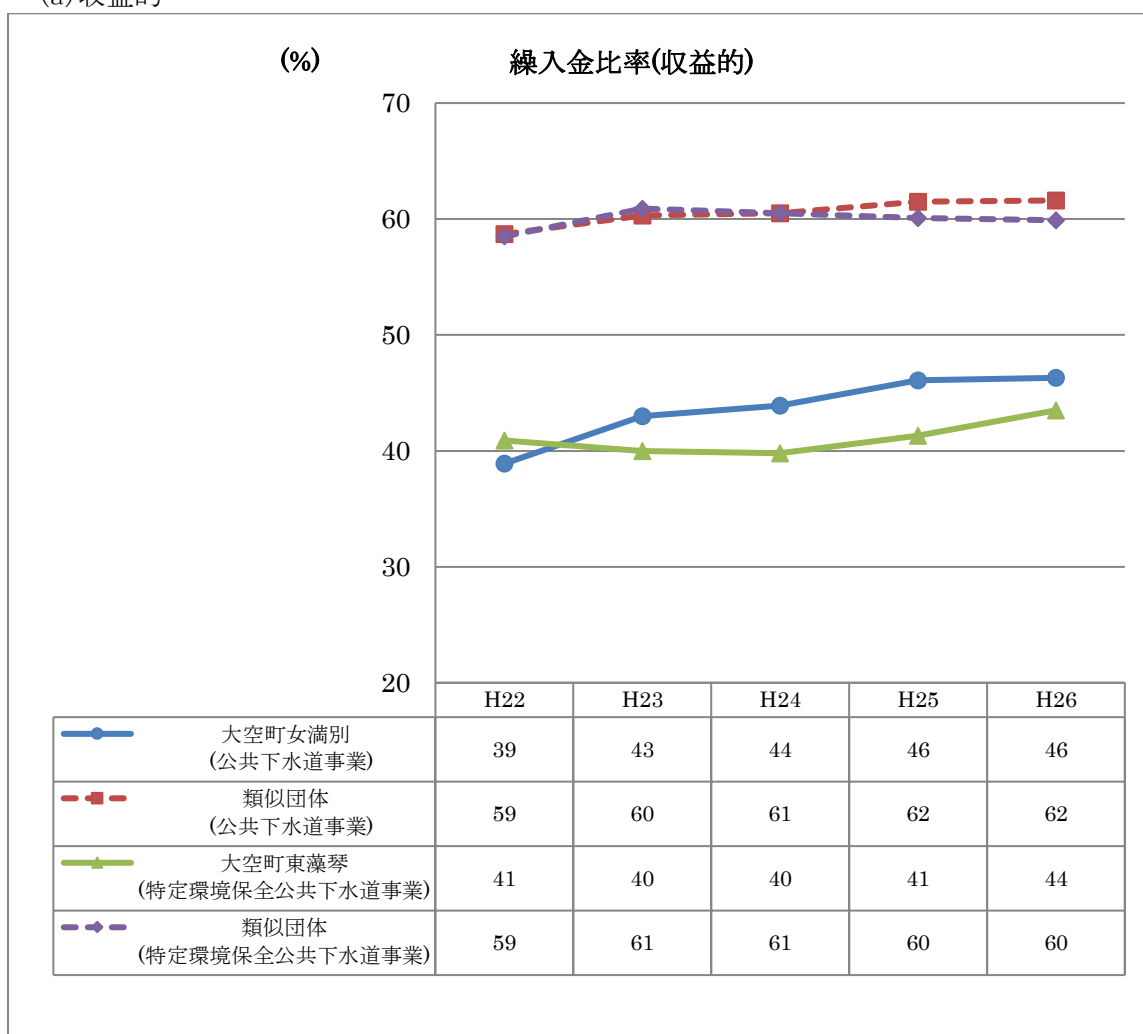
公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、どの年度も大空町が類似団体を下回っており、一般会計からの過度な繰入はないことが読み取れます。

公共下水道事業の方が雨水処理に要する経費等の基準内繰入金も多額なことから、特定環境保全公共下水道事業より多額となっています。

財政上、一般会計への過度な依存はありませんが、今後も一般会計繰入金の削減に向けた努力が必要です。

(B) 繰入金比率

(a) 収益的

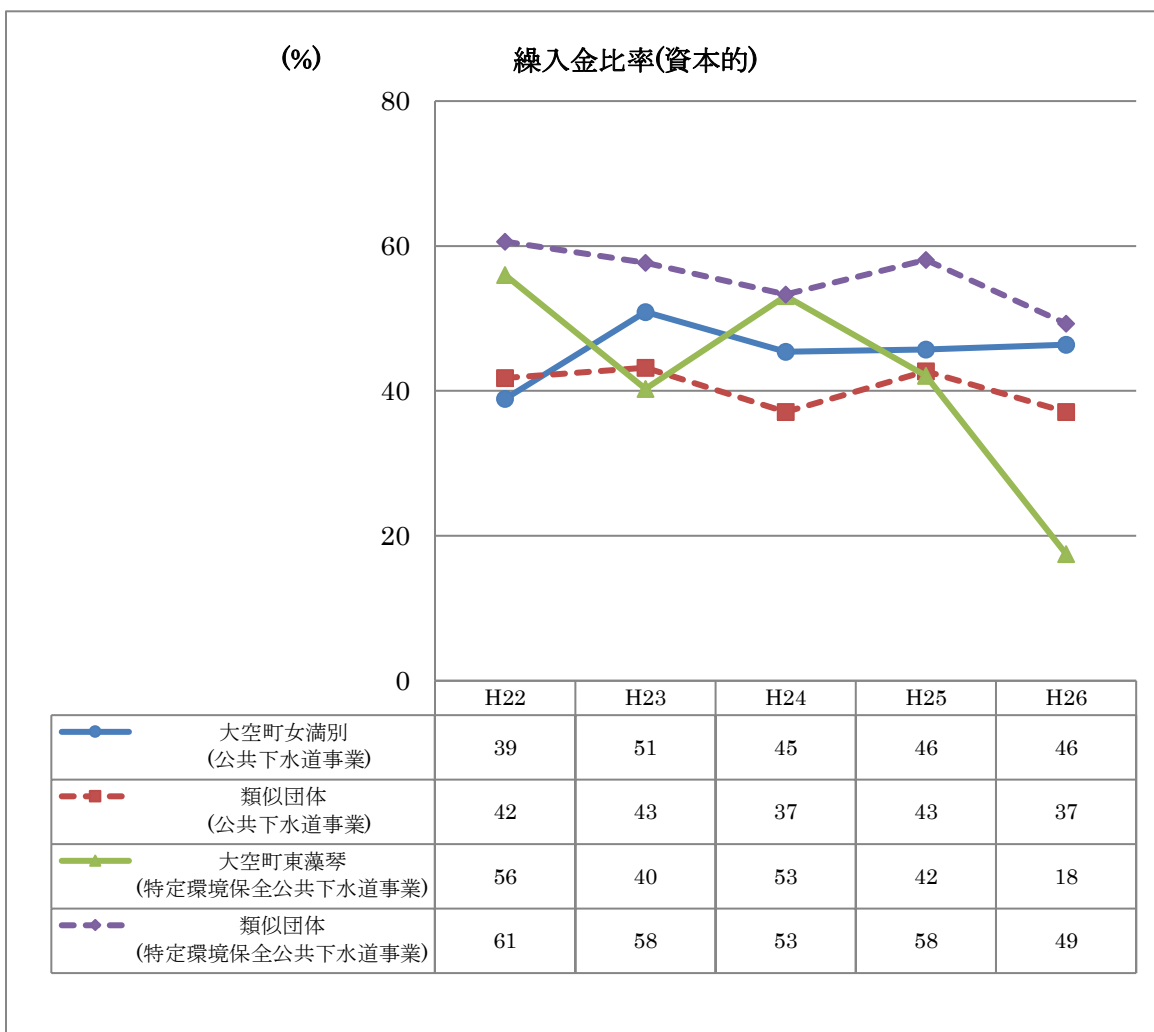


【分析】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、どの年度も大空町が類似団体を下回っており、収益的収支の範囲内では、料金収入が主である営業収益に対して過度な繰入はないことが読み取れます。

今後も少なくとも当該水準を維持することが必要です。

(b) 資本的



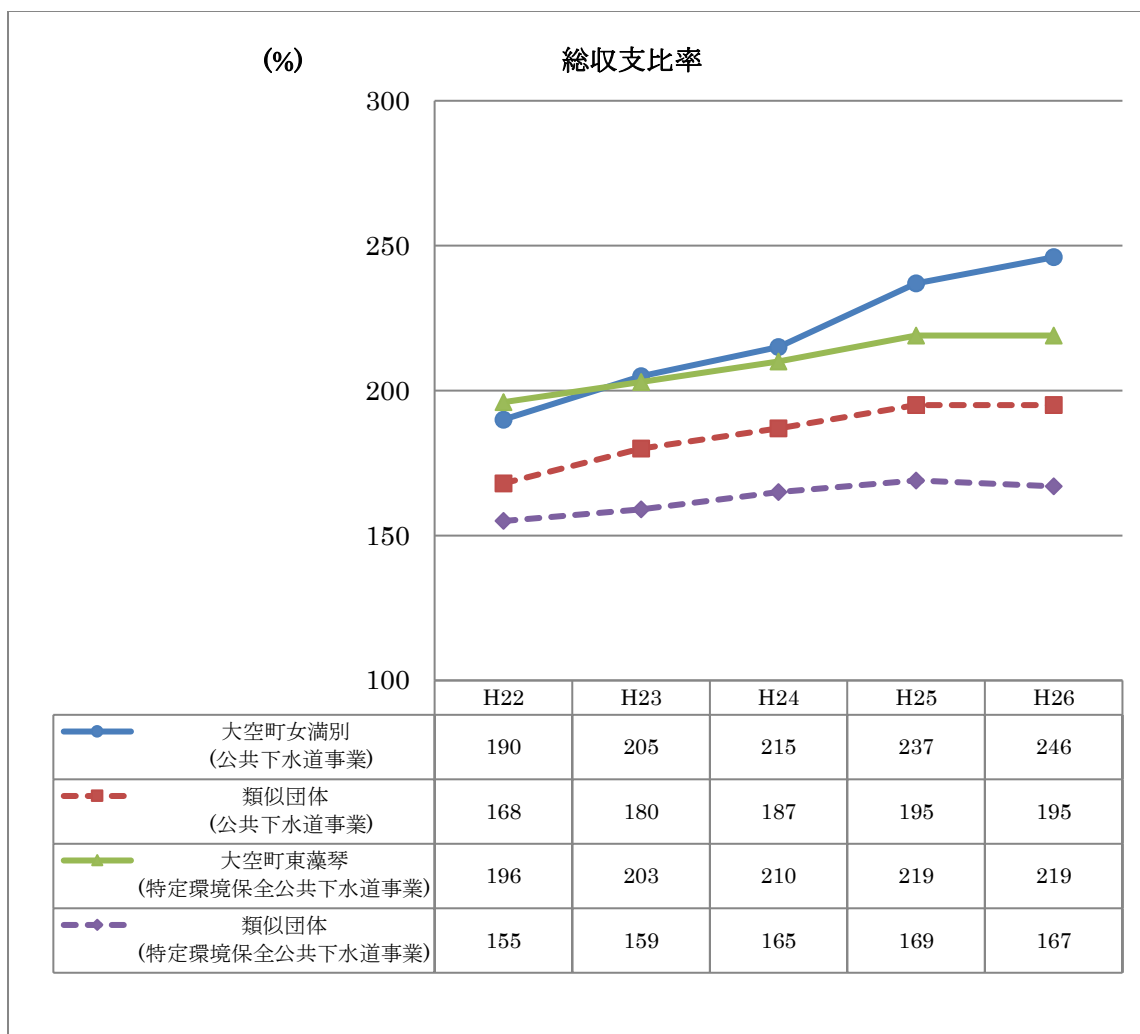
【分析】

公共下水道事業では、平成 22 年度を除いて、大空町が類似団体を若干上回っている程度であり、特定環境保全公共下水道事業では、どの年度も、大空町は類似団体の水準以下であり、両事業ともに、資本的収入に対して過度な繰入はないことが読み取れます。

特定環境保全公共下水道事業の平成 25 年度及び平成 26 年度の比率の低下は、繰入金以外の資本的収入の増加によるものです。

今後、独立採算の原則に基づき、繰出基準以外の繰入金の削減に向けた取り組みが必要です。

(カ) 総収支比率



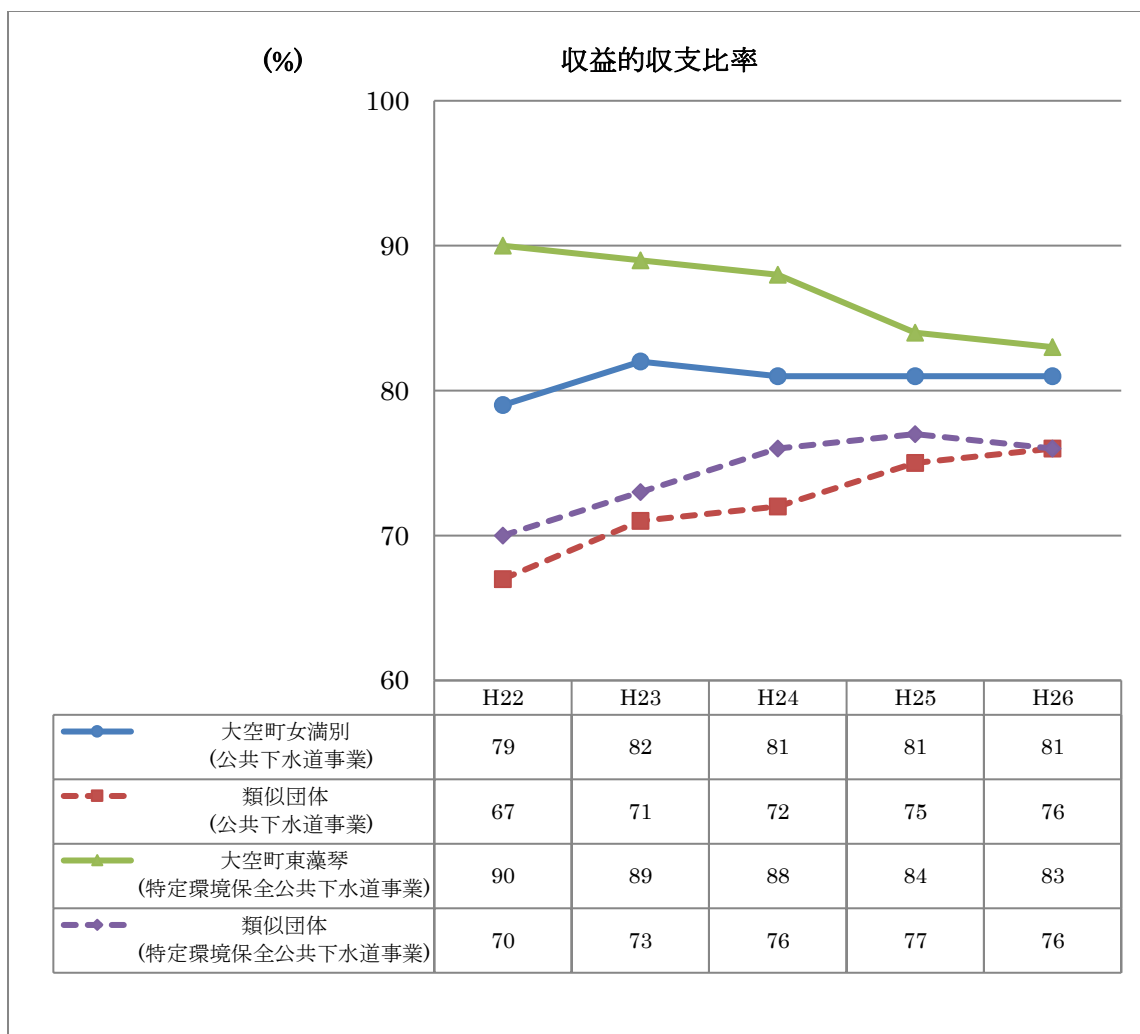
【分析】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、どの年度も大空町が類似団体を上回っており、財務効率は良好であることが読み取れます。

公共下水道事業の平成 25 年度と平成 26 年度は、支払利息の減少額が大きいことから、当該比率の上昇度合いが高くなっています。

特定環境保全公共下水道事業の平成 25 年度までは、総収益がほぼ一定のもと、支払利息が減少していることから、当該比率が改善しています。

(キ) 収益的収支比率



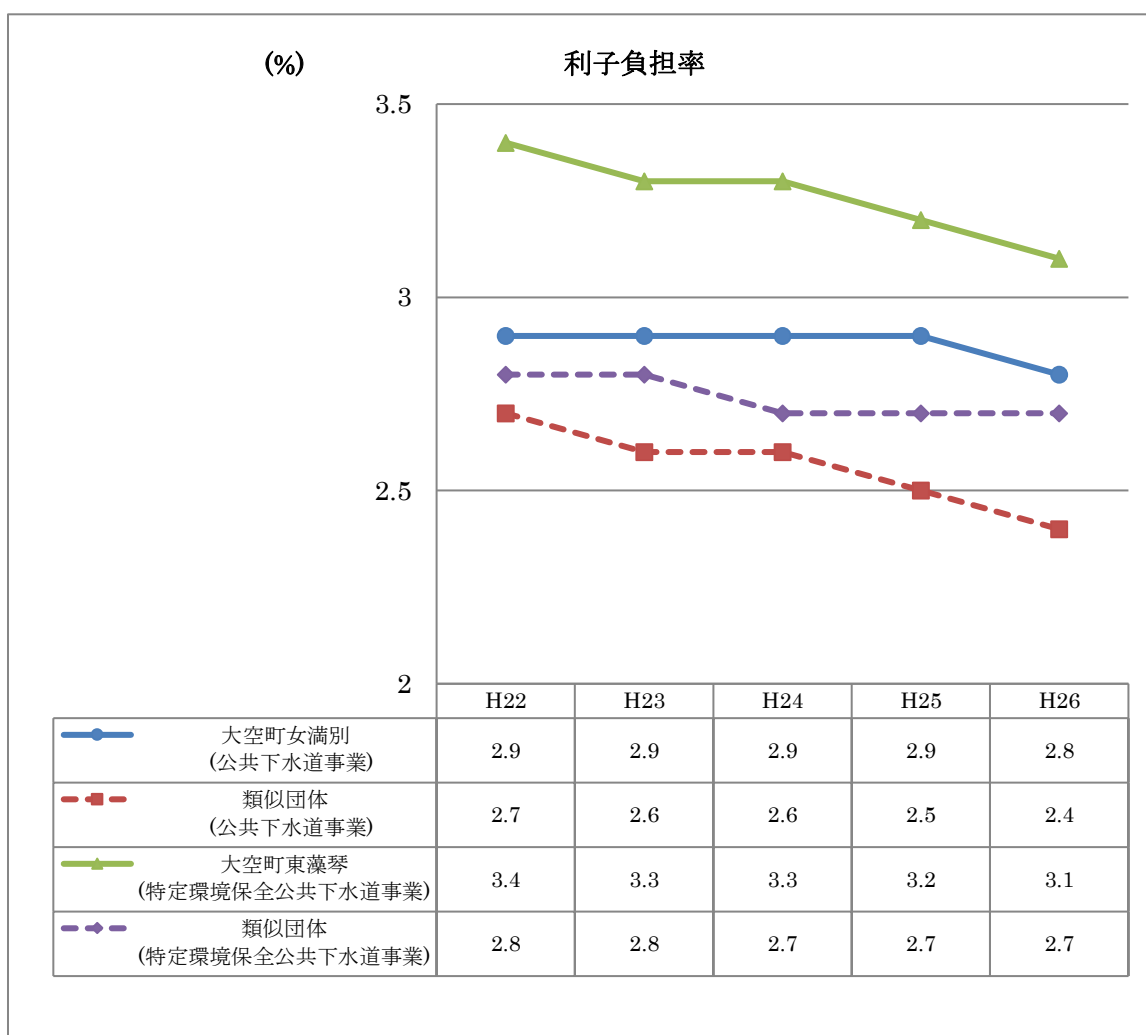
【分析】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、どの年度も大空町が類似団体を上回っており、財務効率は良好であることが読み取れます。

特定環境保全公共下水道事業では、地方債償還金が増加傾向にあることから、比率は悪化しています。

両事業とも他団体より高い状況ですが、100%未満の為、料金収入等の収益の改善を含めた検討が必要と考えられます。

(ク) 利子負担率



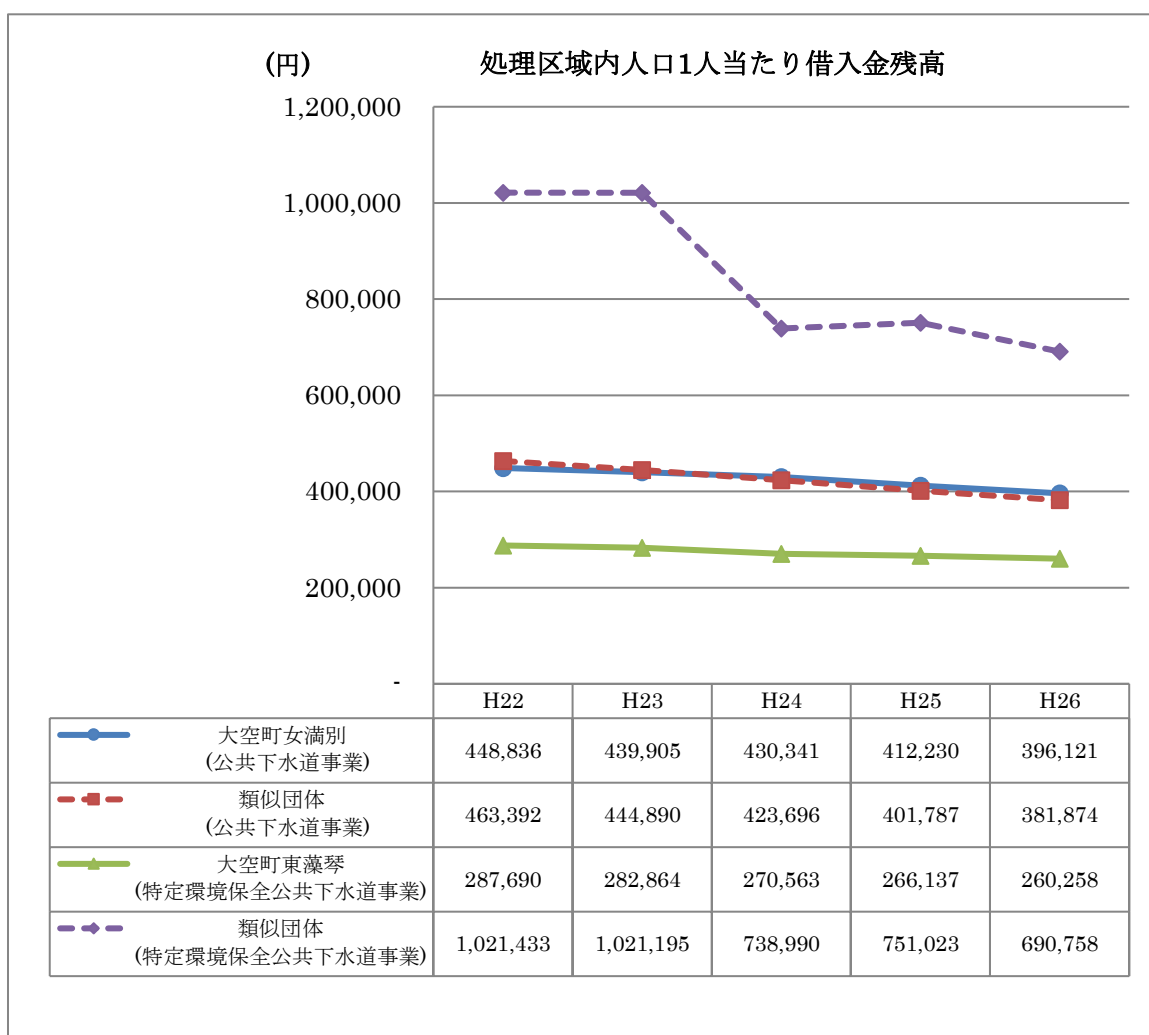
【分析】

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の両事業ともに、どの年度も大空町が類似団体より高いことから、支払利息が経営を圧迫している度合いが高いことが読み取れます。

特定環境保全公共下水道事業の方が過去において高い利率で地方債を発行していることから、公共下水道事業より高くなっています。

地方債の償還に伴い支払利息が減少していることから、利子負担率も下落傾向にあるので、この状況を継続することで、財政への負担は軽減されることが考えられます。

(ケ) 処理区域内人口1人当たりの借入金残高



【分析】

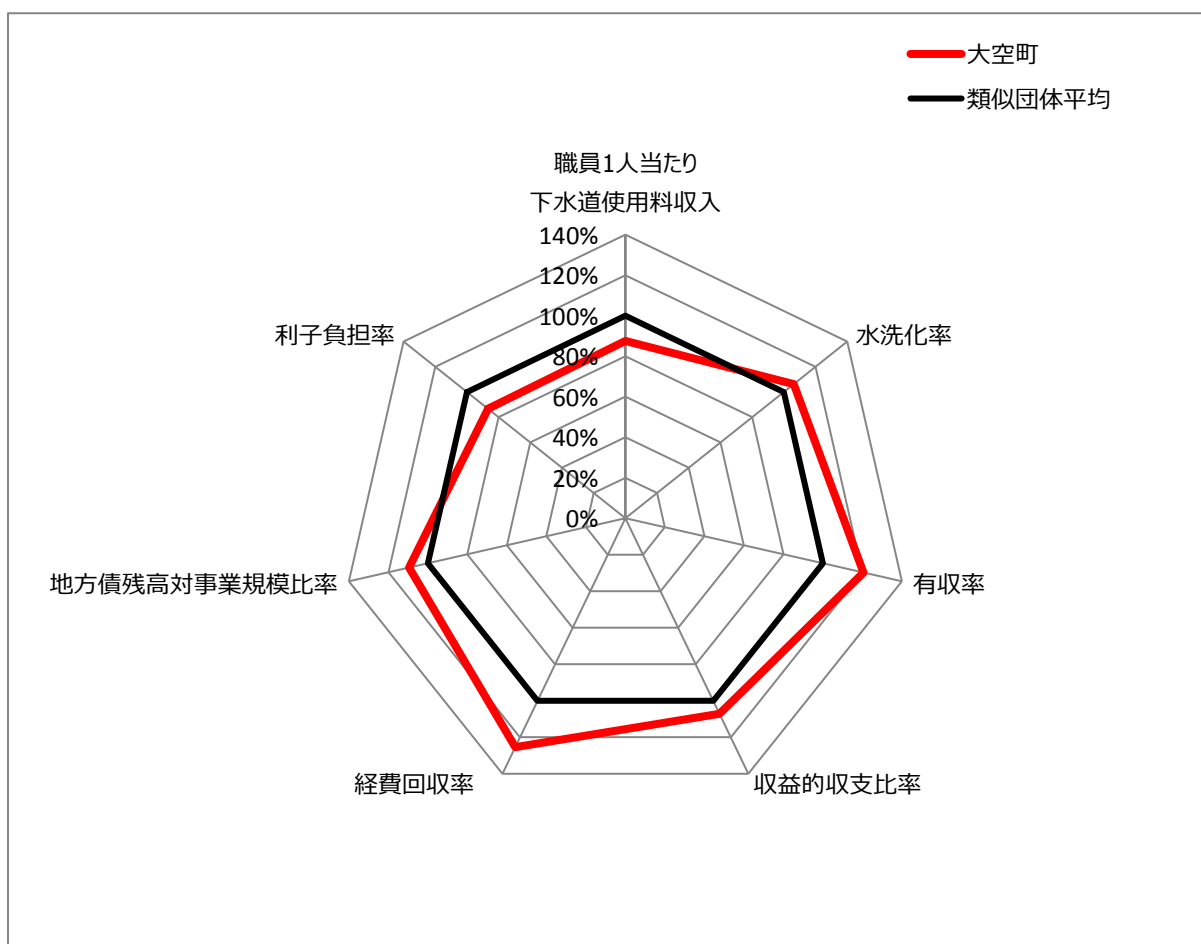
公共下水道事業では、どの年度も大空町は類似団体とほぼ同水準であり、また特定環境保全公共下水道事業では、どの年度も大空町が類似団体をかなり下回っており、両事業とも多額の借入金がある状況ではないことが読み取れます。

処理区域内人口も減少することが予想されますので、地方債償還金額より少ない金額で地方債を発行して、地方債残高を増加させないことが必要と考えられます。

(4) 事業における経営課題

現状分析について、主な経営指標による分析結果をレーダーチャートで示すと以下のとおりとなります。なお、レーダーチャートは類似団体の平均値を100とした場合の各指標の数値の比率を示しており、類似団体平均の外側にあれば、類似団体と比べて良好であることを示しています。

①公共下水道事業



上記レーダーチャートから、類似団体（道内）を下回っており、事業の健全性を損なう懸念のある、職員1人当たり下水道使用料収入、利子負担率のそれぞれの指標について原因分析を行うことで、本町の公共下水道事業における経営課題を明らかにします。

(ア) 職員1人当たり下水道使用料収入

当該比率を悪化させる要因は、職員数の増加、使用料収入の減少です。職員数は2人であり、類似団体と比較しても多くはないこと、及びこれ以上の人員削減は現実的ではないことから、使用料収入が類似団体より少額であることが原因です。

本経営戦略の計画期間の最終年度の前年となる平成37年には約9%の人口減少が見込まれています。処理区域内人口の減少を補うべく水洗化率の向上に努めますが、96%と高水準であり、これ以上の水洗化率の増加は難しいものと考えられます。したがって、今後、下水道の処理量が増加すると想定することは厳しい状況です。

有収水量の増加が見込めないことから、料金改定によって使用料収入の増加を図る方策が必要と考えられます。

(イ) 利子負担率

当該比率を悪化させている要因は、過去における高い利率での地方債発行です。

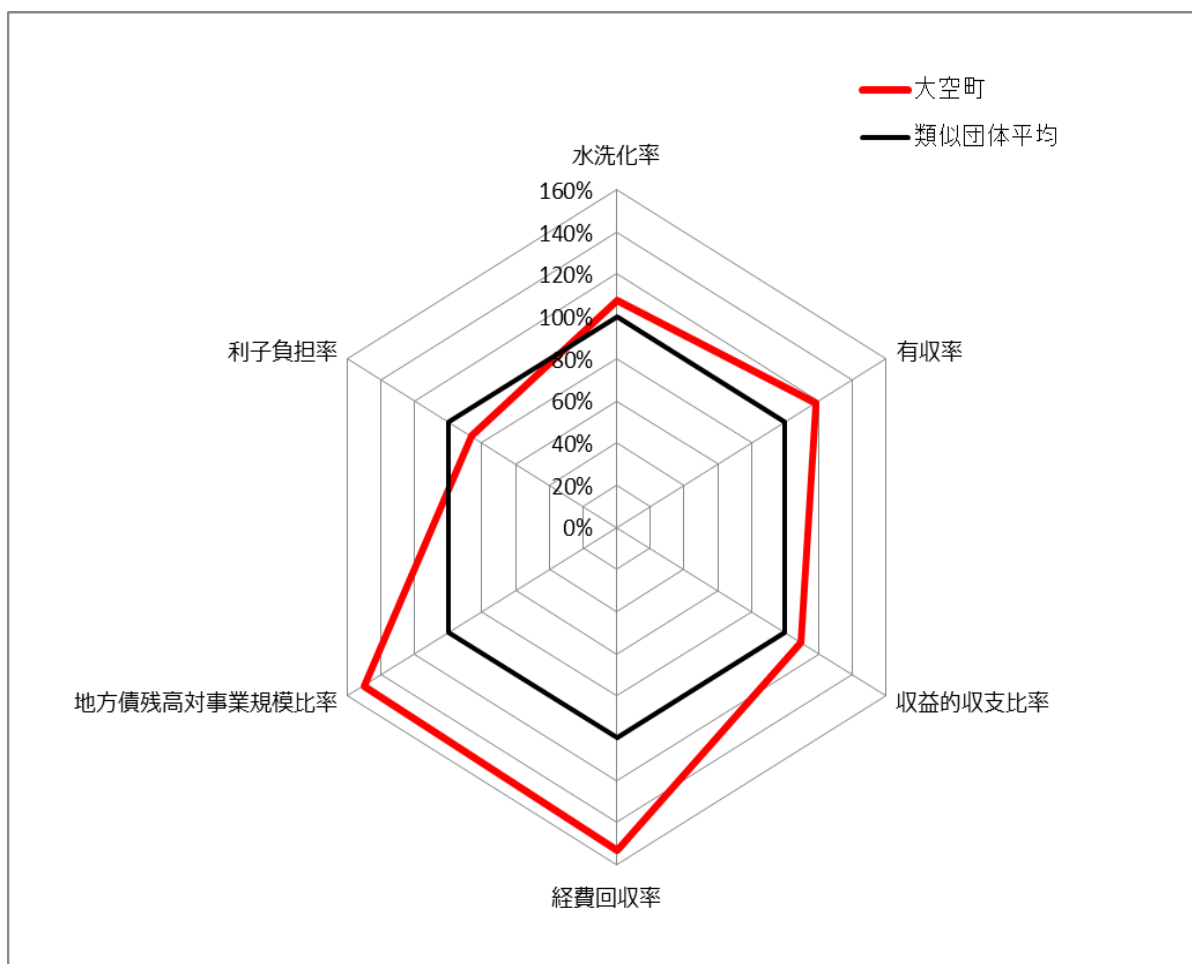
平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、支払利息及び地方債残高は毎年 5 % 超減少しており、どちらの減少率もほぼ同じであることから、悪化の傾向となっていない状況にあります。今後も上述のような傾向が継続し、更に近年における金利の低下から今後発行する地方債も低金利での発行が予想されるため、当該指標の悪化はないと考えられます。

また、料金改定による増収施策を行うことによって、地方債発行額を低減でき、低金利での発行が可能であることから、地方債残高の減少以上に支払利息が減少し、利子負担率の改善が見込まれます。

(ウ) 今後の施策について

本町の下水道事業の財政上の健全性を維持するためには、上記 2 つの指標の原因分析から見えてきた下水道使用料収入の不足という経営課題に対して、料金改定による下水道使用料収入の増加を図ることが必要と考えられます。

②特定環境保全公共下水道事業



上記レーダーチャートから、類似団体（道内）を下回っており、事業の健全性を損なう懸念のある、利子負担率の指標について原因分析を行うことで、本町の特定環境保全公共下水道事業における経営課題を明らかにします。

(ア) 利子負担率

当該比率を悪化させている要因は、過去における高い利率での地方債発行です。

平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、支払利息は毎年 10%弱減少しており、地方債残高も毎年 4%で減少しています。その結果、支払利息の減少率の方が高いことから、利子負担率は悪化していない状況にあります。

今後も上述のような傾向が継続し、更に近年における金利の低下から今後発行する地方債も低金利での発行が想定されるため、当該指標の悪化はないと考えられます。

公共下水道事業でも記載したとおり、料金改定による増収施策を行うことによって、地方債発行額を低減でき、低金利での発行が可能であることから、地方債残高の減少以上に支払利息が減少し、利子負担率の改善が見込まれます。

(イ) 今後の施策について

公共下水道事業と同様に、料金改定による下水道使用料収入の増加を図ることが必要と考えられます。

③今後の料金改定のあり方について

本町においては、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の料金体系が異なっています。前述の「2. 大空町の下水道事業の現況」(2頁～)のとおり、1 m³の処理量で比較すると、公共下水道事業における使用料は194円、特定環境保全公共下水道事業における使用料は164円で、30円(約18%)の格差があります。

どちらの事業も網走市の浄化センターで最終処理を行っている等、経営環境に大きな違いはないことから、この料金体系の乖離は利用者負担の公平性の確保からも是正の検討が必要です。

したがって、今後の料金改定では、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業のバランスを視野にいれ、本経営戦略の計画期間内である平成38年度までに、両事業の料金体系の統一を図ることを基本的な方針とします。

5. 投資・財政計画

(1) 財政シミュレーションの実施

①推計パターンの設定について

前章で実施した現状分析から、料金改定による使用料の適正化および公平化が喫緊の経営課題であることが明らかとなりました。

本町の下水道事業における投資・財政計画の策定に当たっては、これらの経営課題の改善に向けた施策を検討し、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組む必要があります。そこで、財政シミュレーションを実施し、導かれた長期的な財政の推移をもとに本町の下水道事業に必要な経営改善策を検討しました。

なお、推計パターンの設定に当たっては、以下のとおり、料金水準を変数として3つの推計パターンを設定しました。パターン1では、料金改定を行わないことを想定しています。パターン2では、一般会計からの基準外繰入金の撤廃を想定しています。これは、一般会計繰入金には、国で定められた、雨水処理に係る経費等の公共負担に係る分としての繰入金（基準内繰入金）とそれ以外の、主に赤字補填としての繰入金（基準外繰入金）があります。下水道事業等の公営企業は、使用料等による独立採算が原則とされており、基準外繰入金の解消が必要であることから、パターン2を設定しています。パターン3は、経営指標のうち、目標値が設定されている収益的収支比率を黒字にすることを想定しています。

どのような料金水準が適正であるかを3パターンでの財政シミュレーションによる比較分析の中で検討していきます。

図表 11 財政シミュレーションの推計パターン設定について

	パターン1	パターン2	パターン3
考え方	現状を維持する。	料金改定により使用料収入を向上させ、平成38年度までに基準外繰入金を撤廃する。	料金改定により使用料収入を向上させ、平成38年度における収益的収支比率での黒字を目指す。
料金水準	現状の料金体系のままで、料金改定を行わないことを前提とする。	平成30年度に平均で34%、平成35年度に平均で34%の料金改定を実施する。	平成30年度と平成35年度に平均でそれぞれ10%の料金改定を実施する。

②シミュレーションの前提条件（各パターン共通）

財政シミュレーションの前提は、以下の前提に基づいて実施しました。料金水準を除く以下の項目については各パターンで共通して採用した前提条件となっています。

図表 12 シミュレーションの前提条件

項 目	前 提 条 件
計画期間	平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間とする。
有収水量	本町の総合計画策定時に作成した計画値を前提とし、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基礎に本町独自で推計した人口減少を前提とする。
一般会計繰入金 ¹	繰出基準に基づく繰入金について、高資本費対策経費および分流式下水道等に要する経費については平成 23 年度～平成 27 年度の過去 5 年間の平均値を毎期の収入額とする。普及特別対策に要する経費および臨時財政特例債等については、地方債の償還予定表に基づいて推計する。 また、各年度の収支不足額を基準外繰入金として一般会計から繰り入れを行う。
雨水処理負担金 (営業収益－その他)	地方債の償還予定表に基づいて算定する。
営業外収益－その他	平成 23 年度～平成 27 年度の過去 5 年間の平均値を毎期の収入額とする。
地方債発行収入、国・都道府 県補助金、工事負担金、その 他資本的収入	本町の総合計画策定時に作成した計画値を前提とする。
支払利息	本町の総合計画策定時に作成した計画値を前提としている。なお、利率は 1 % を前提とする。
一時借入金利息、その他営業 外費用	平成 23 年度～平成 27 年度の過去 5 年間の平均値を毎期の収入額とする。
建設改良費、職員給与費、そ の他資本的支出	本町の総合計画策定時に作成した計画値を前提とする。
地方債償還金	本町の総合計画策定時に作成した計画値を前提とする。なお、資本費平準化債は 3 年据置 8 年で償還、下水道事業債は 2 年据置 8 年で償還することを前提とする。

¹ 収益的収入のうち「一般会計繰入金」および資本的収入のうち「一般会計補助金」を併せて一般会計繰入金としています。

③シミュレーションの実施結果

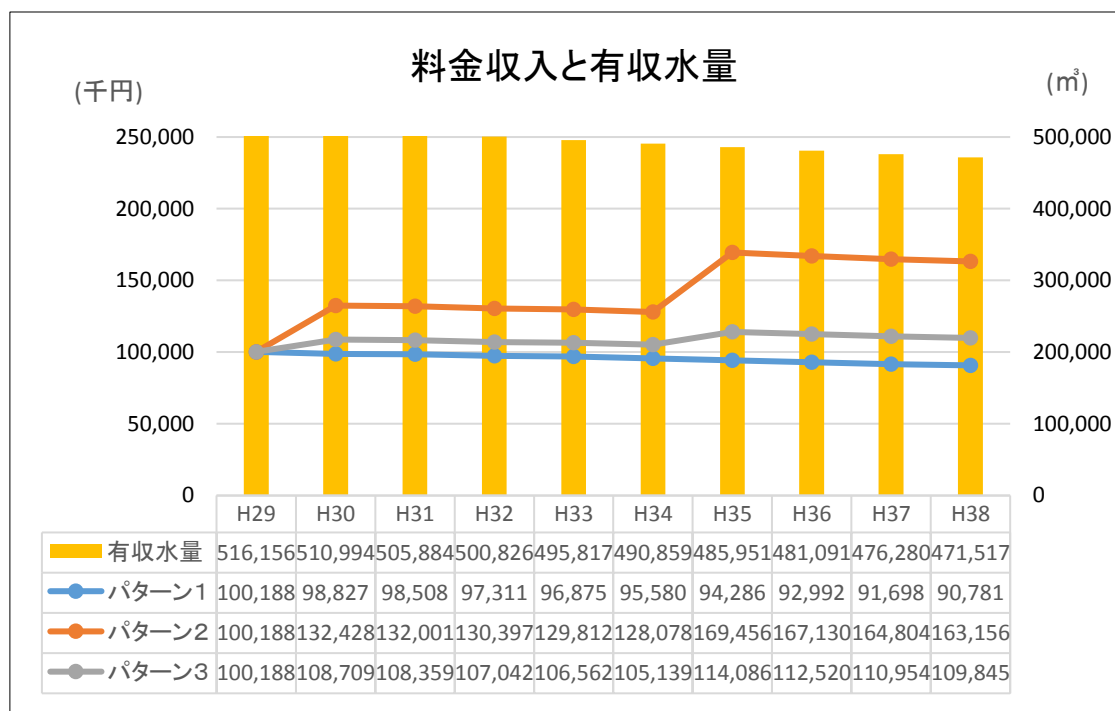
以上の推計パターン設定および前提条件に基づいて行ったシミュレーションの結果について、収入および支出ならびに各種経営指標から分析を行いました。

(ア) 料金収入と有収水量

パターン1では、人口減少による有収水量の減少により、平成38年度では約90百万円程度の料金収入に減少します。

パターン2では、平成38年度の料金収入が約163百万円となっており、平成29年度の料金収入に比べ、約63%増加することが見込まれています。

また、パターン3では、平成38年度の料金収入が約109百万円となっており、平成29年度の料金収入に比べ、約10%増加することが見込まれています。



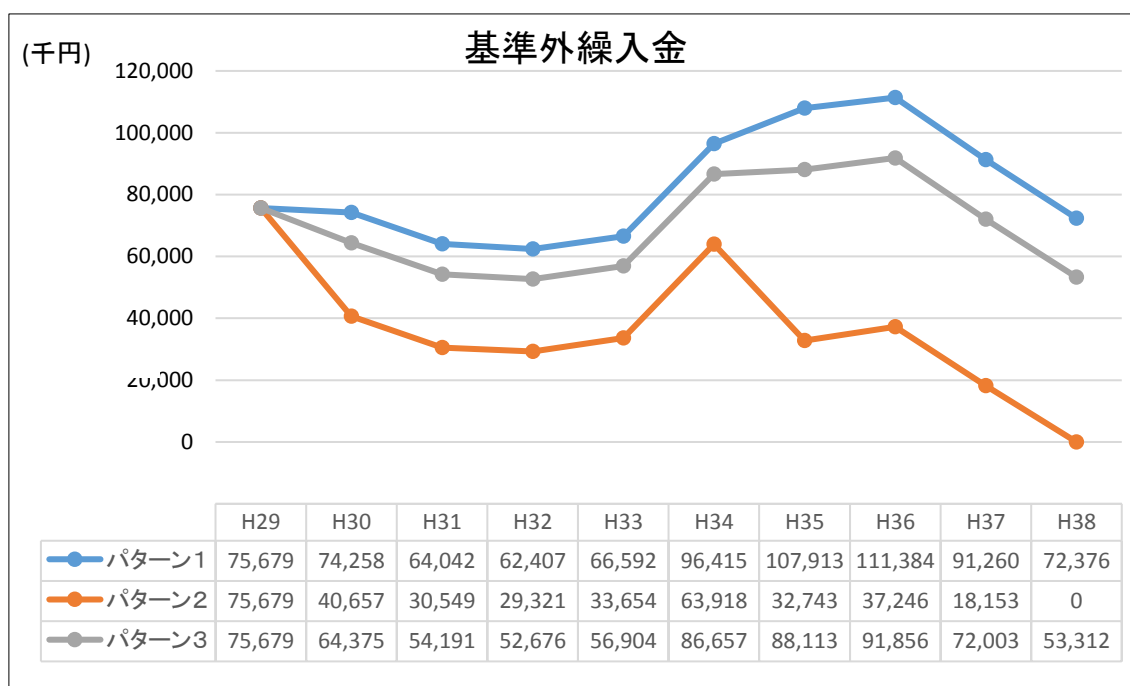
(イ) 基準外繰入金

基準外繰入金は地方債の償還が進められることにより、利息の支払などに伴う財政負担が軽減されることから、どのパターンも平成37年度以降は減少に転じる推計となっています。

現状を前提とするパターン1では、平成29年度の基準外繰入金見込額約75百万円から平成38年度には約72百万円と約4%減少する推計となっています。これは、過去の利率の高い地方債の償還が終了し、元利償還金が減少していくことによるものです。パターン2では計画最終年度の平成38年度に一般会計からの基準外繰入金

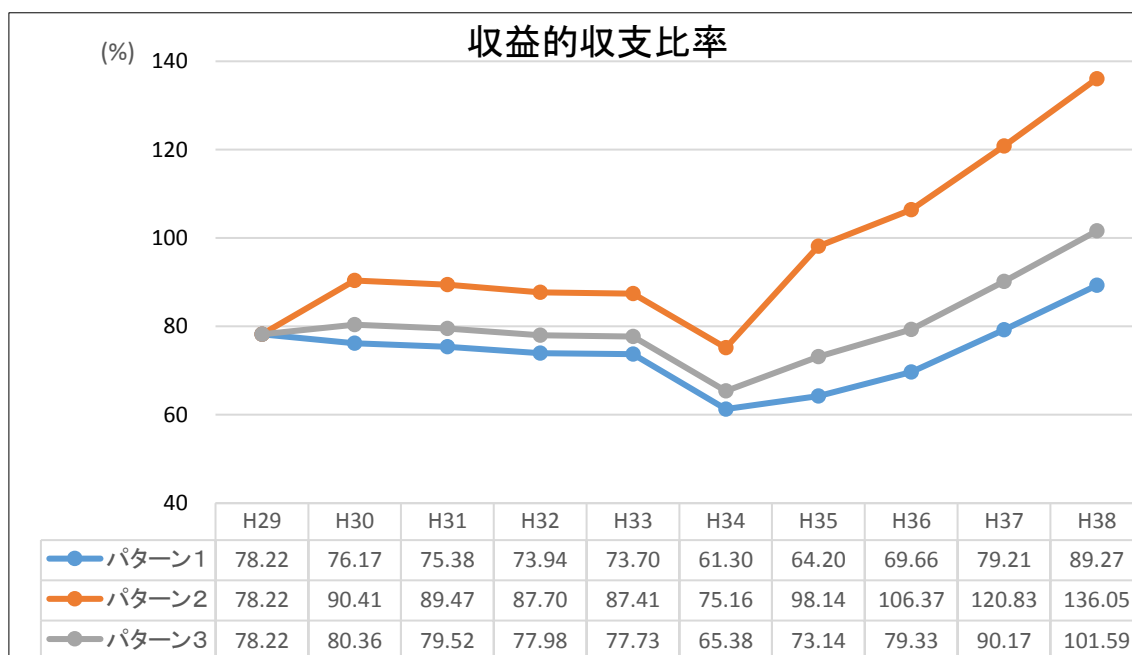
を撤廃し収支均衡となるシミュレーションであり、下水道事業の経営健全化という観点では理想的な経営となっています。また、パターン3では平成38年度の基準外繰入金約53百万円となることを見込まれており、平成29年度と比較して約30%減少することとなります。

なお、何れのシミュレーションにおいても基準外繰入金が平成34年度に上昇していますが、これは利用者の負担を軽減し、かつ、世代間の負担の公平性をはかるために地方債の償還財源として借入を行っている資本費平準化債について、借入期間が供用開始から30年間となっており、平成33年度で終了することによるものです。



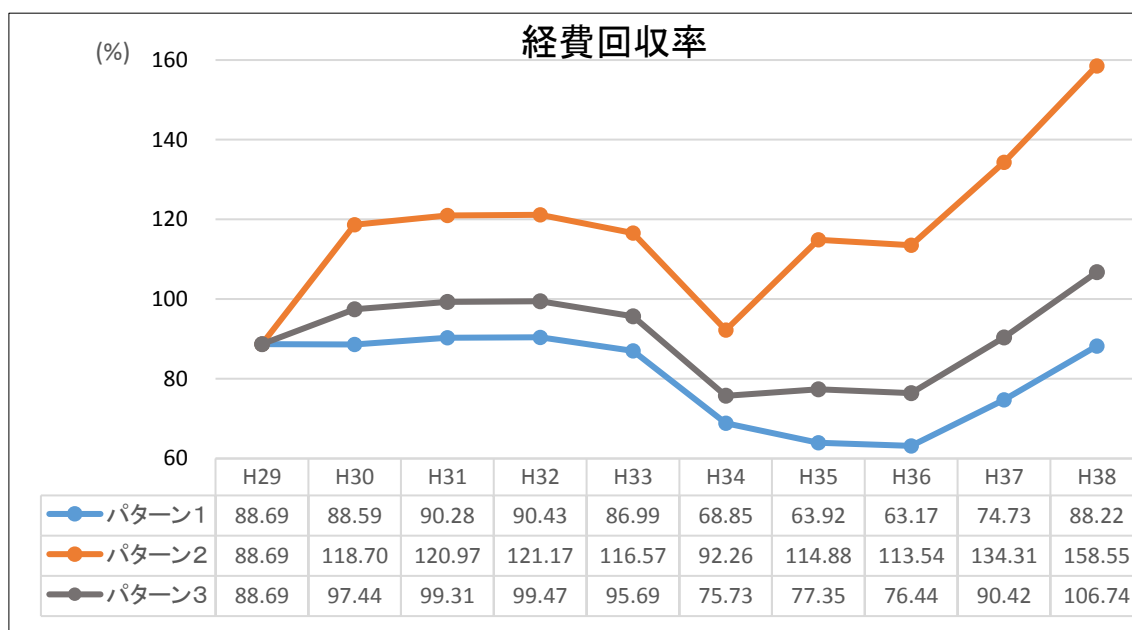
(ウ) 収益的収支比率

収益的収支比率とは、主として料金収入である総収益と、下水道事業を運営するために必要な維持管理費や地方債償還金などの総費用の割合を示した指標です。したがって、この指標が100%未満になると赤字を意味しています。どのパターンでも平成35年度以降は上昇していく推計となっています。これは、地方債償還金が減少していくことが主な要因です。パターン2及びパターン3では、平成38年度の収益的収支比率が100%を超える結果となり、下水道事業が黒字となっています。下水道事業の財政面で非常に望ましい数値を示しています。



(エ) 経費回収率

経費回収率は汚水処理に要した費用のうち、どの程度を料金収入で賄えているかを表す指標です。パターン2とパターン3では平成38年度の経費回収率が100%を超える推計となっており、健全な業務運営が行われる見込みを示しています。

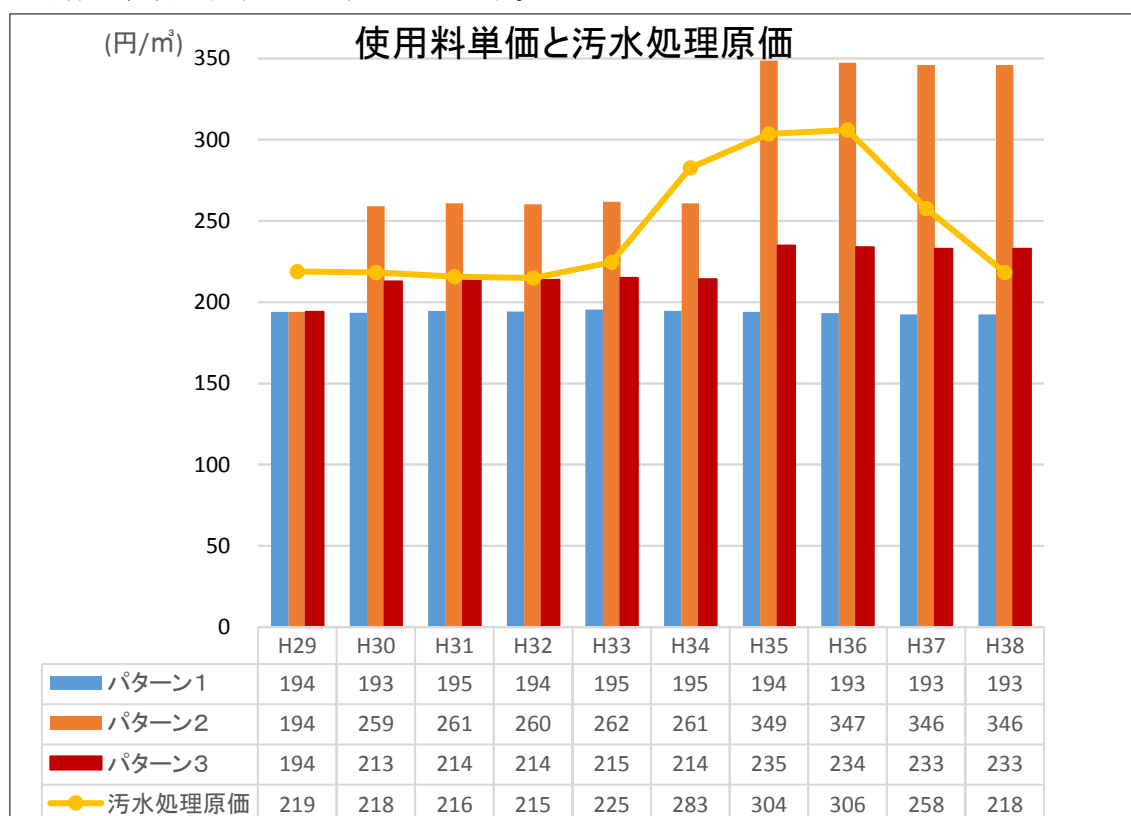


(オ) 使用料単価と汚水処理原価

経費回収率に関連して、各パターンにおける使用料単価と汚水処理原価を比較すると以下ようになりました。

現状維持を前提としたパターン1では、計画期間の全ての年度において、汚水処理原価が使用料単価を上回っています。

しかしながら、パターン2では平成30年度以降平成34年度を除く年度で、パターン3でも平成38年度には使用料単価が汚水処理原価を上回っており、健全な下水道事業の経営を行うことが見込まれます。



(カ) 投資・財政計画の策定

以上の財政シミュレーションの結果から、パターン2は平成38年度に基準外繰入金を撤廃することが可能なシミュレーションとなっており、料金収入による独立採算を前提とする公営企業の本旨に照らして考えると、理想的な経営となっていると考えられます。

しかしながら、大幅な使用料の値上げによって町民の負担を強いることは避けなければならないという基本理念に基づき、使用料の適正化を図るとともに、効率的な下水道事業の運営を行うことで、町民に過度な負担を求めることなく、適切な下水道サービスを提供していくことが必要です。

パターン3は、計画期間内の最終年度において、収益的収支比率が100%を超えており、下水道事業が黒字になります。事業において黒字であることは、健全な運営が行われていることを意味しており、経営上も重要と考えられます。

したがって、本町の投資・財政計画は、前述の財政シミュレーションにおけるパターン3に基づき、平成30年度と平成35年度に平均でそれぞれ10%の料金改定を行うこととします。

(2) 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画の詳細は別紙2をご参照ください。

(3) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

増大した下水道施設を適正に管理し、持続可能な下水道施設の機能を維持するため、「予防保全型」の維持管理費を反映させています。施設の点検・診断などを計画的に実施し、ライフサイクルコストの最小化の観点を踏まえた長寿命化計画に基づいた改修により、維持管理を行います。

②収支計画のうち財源についての説明

料金収入は、総合計画を基礎として作成した事業調査票に、平成30年度と平成35年度に平均でそれぞれ10%の料金改定の実施を反映させています。

他会計繰入金のうち、基準内繰入金については、平成27年度以前過去5年間の平均値及び地方債償還予定表により、基準外繰入金は収支が均衡となるように算定しています。

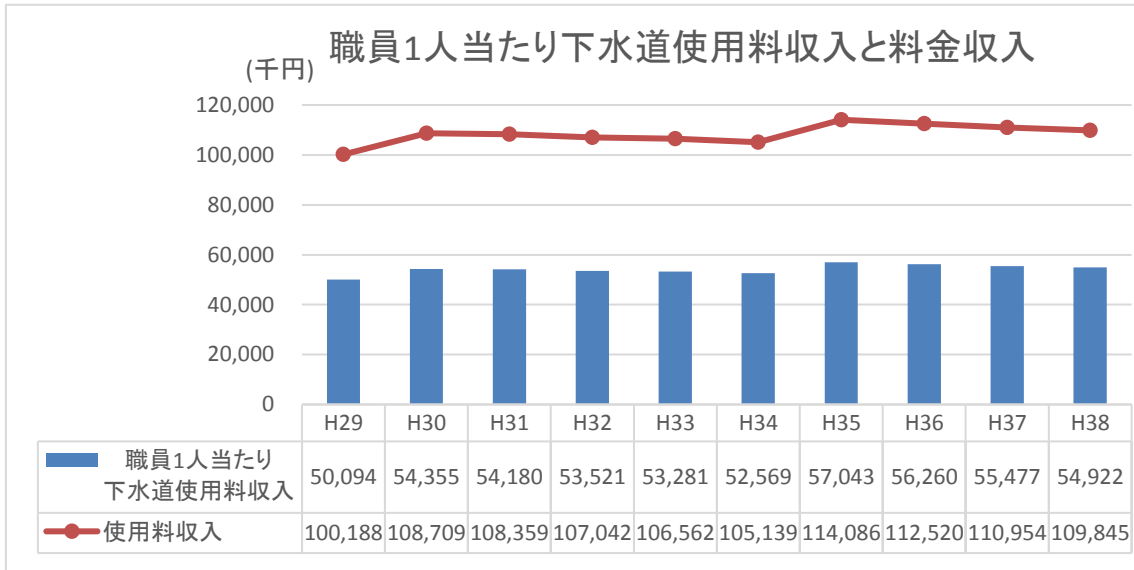
地方債及び国・都道府県補助金は、総合計画策定時に作成した計画値により算定しています。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

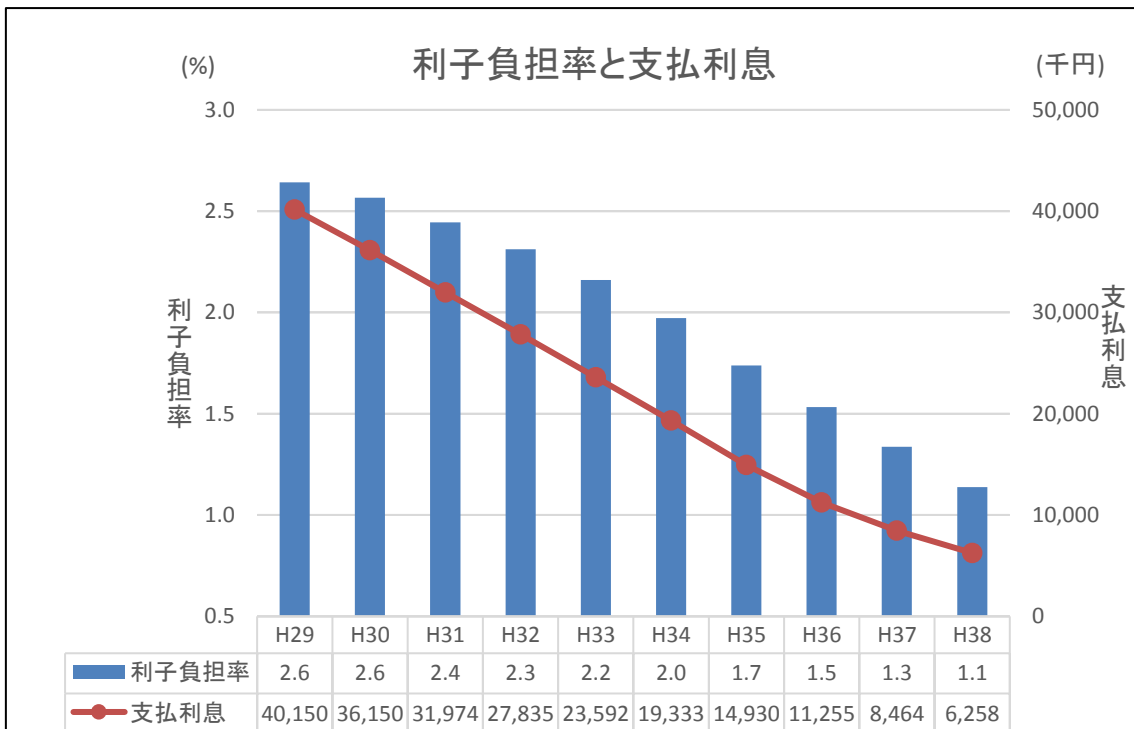
総合計画策定時に作成した計画値により算定しています。

(4) 投資・財政計画(収支計画)の策定結果からみる経営課題について

策定結果からは、料金収入は人口減少による減額はあるものの、料金改定により緩やかな増加傾向となっています。一般会計からの基準外繰入金も現行の水準を大きく超えることはなく計画期間内において減少する傾向となっています。現状分析の結果、認識した職員1人当たり下水道使用料収入、利子負担率についても、料金収入の増加及び支払利息の減少により以下のとおり計画期間内において改善されています。



職員1人当たり下水道使用料収入についても、料金改定によって使用料収入が増加しており、特に平成35年度では上昇の度合いが大きくなっています。平成26年度の現状分析数値5,000万円程から計画期間内の最終年度では5,400万円程に上昇しています。



利子負担率は、利率の高い地方債の償還が進んだことから、減少傾向が顕著です。平成26年度の現状分析数値の2.9%から計画期間内の最終年度では1.1%に改善しています。

以上のことから、当該収支計画を実行することで、現状の経営課題は概ね解決できるものと考えられます。

なお、料金改定については、これまで体系の異なっていた公共下水道事業（女満別地区）と特定環境保全公共下水道事業（東藻琴地区）の料金水準を統一することとします。

下水道事業は一体的に運営していながら、料金体系が異なっていることは実態に合致しておらず、住民負担の公平性という観点でも問題があると考えられます。

なお、平成 30 年度の料金改定を経て平成 35 年度の料金改定で両事業の料金を統一するケースを試算した結果は以下の表のとおりです。

	平成 30 年度での料金改定		平成 35 年度での料金改定	
	公 共	特 環	公 共	特 環
改定率	7%	17%	7%	17%
改定後単価	208 円/m ³	192 円/m ³	223 円/m ³	223 円/m ³

（５）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

（ア）広域化・共同化・最適化

現時点では検討していませんが、国の動向等を踏まえて情報収集に努めるとともに、今後の検討課題とします。

（イ）投資の平準化

限られた予算の中で、過度な財政負担となることのないよう、長寿命化計画に基づいて計画的に予防修繕に努めることにより、平準化を図ります。

（ウ）民間活力の活用

現時点では活用の拡大は検討していませんが、国の動向等を踏まえて情報収集に努めるとともに、今後の検討課題とします。

②今後の財源についての考え方・検討状況

（ア）使用料の見直し

公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の料金水準の乖離を是正すべく、料金の統一を見据えたバランスを考慮した料金改定を予定しています。

（イ）資産活用による収入増加の取組

浄化センターを保有していないこと等から、下水汚泥等のエネルギーの利用は予定していません。また、今後も事業の実施に不可欠な土地・施設等を有効に利用し、未利用の土地・施設等も生じる予定がないことから、土地・施設等の利用も予定していません。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

職員給与費、動力費、薬品費、修繕費、委託費に関して、本計画で検討していませんが、今後、国や自治体の動向を踏まえて費用削減の余地があるかについて情報収集に努め、検討を進めていきます。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本戦略で示した投資・財政計画については定期的に見直しを行い、著しい状況の変化があった場合には、計画期間の終了を待たずに本戦略を改訂します。

また、経営課題に対する今後の取組みについては、対応状況について事後的に評価を実施していきます。

さらに、本戦略を踏まえた具体的な実行計画の策定に当たっては、議会及び住民の参画の場となる審議会との議論を重ね、合意形成に努めます。

【別紙 1】 経営指標の説明

1. 人員効率

(1) 職員 1 人当たり下水道使用料収入

人件費を負担する職員 1 人当たりの年間下水道使用料を表す経営指標であり、以下の算定式にて算出されます。この指標は下水道使用料の規模に照らして、人員数が適切であるかを示しています。つまり、職員 1 人当たり下水道使用料収入が高いほど、より少ない人員で効率的な経営ができていくことになります。

$$\text{職員1人当たり下水道使用料収入 (円/人)} = \frac{\text{年間下水道使用料収入 (円)}}{\text{職員数 (人)}}$$

2. 投資効率

(1) 有収率

町が処理した汚水のうち、使用料を徴収する対象となる水量の比率を表す経営指標であり、以下の算定式にて算出されます。有収率が高いほど使用料を徴収できない不明水が少なく、効率的な汚水処理ができていくと判断できます。

$$\text{有収率 (\%)} = \frac{\text{年間有収水量 (m}^3\text{)}}{\text{年間汚水処理水量 (m}^3\text{)}} \times 100$$

(2) 水洗化率

処理区域内人口に占める水洗化人口の比率を表す経営指標であり、以下の算定式にて算出されます。この指標は町内の下水道を使用することができる地域に住んでいる町民の内、水洗便所を設置して下水道を使用している町民の割合を示しています。

$$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{水洗化人口 (人)}}{\text{処理区域内人口 (人)}} \times 100$$

3. 財務効率及び安全性

(1) 汚水処理原価

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用を表す指標であり、資本費・維持管理費の両方を含めた汚水処理に要するコストを表しています。資本費は地方債等利息や地方債償還金等で構成され、維持管理費は管渠費、ポンプ場費、処理場費等により構成されています。

$$\text{汚水処理原価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{年間汚水処理費 (円)}}{\text{年間有収水量 (m}^3\text{)}}$$

(2) 経費回収率

独立採算の観点から本来使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄うことができているかを表す指標であり、以下の算定式にて算出されます。この比率が100%を下回っている場合、汚水処理費を使用料で回収することができてないことを示しており、料金の改定を検討するきっかけとなる指標の一つです。

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{使用料単価 (円/m}^3\text{)}}{\text{汚水処理原価 (円/m}^3\text{)}} \times 100$$

(3) 地方債残高対事業規模比率

給水収益に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標であり、以下の算定式にて算出されます。当該指標は明確な数値基準はないので、経年比較や類似団体との比較等により適切な数値となっているかを検討する必要があります。

$$\text{地方債残高対事業規模比率 (\%)} = \frac{\text{地方債残高 (円)}}{\text{年間下水道使用料収入 (円)}} \times 100$$

(4) 一般会計繰入金（繰入金比率）

収益的収入、資本的収入それぞれの収入における繰入金依存度を示す指標であり、それぞれ以下の算定式にて算出されます。一般会計からの繰入金は国が示す繰出基準に基づいた基準内繰入金と、基準で定められていない基準外繰入金とがあるため、これらを考慮して分析し、収入に与える影響を検討する必要があります。

$$\text{繰入金比率 (収益的) (\%)} = \frac{\text{損益勘定繰入金 (円)}}{\text{総収益 (円)}} \times 100$$

$$\text{繰入金比率 (資本的) (\%)} = \frac{\text{資本勘定繰入金 (円)}}{\text{資本的収入 (円)}} \times 100$$

(5) 使用料単価

有収水量1m³当たりの下水道使用料収入を表す指標であり、以下の算定式にて算出されます。この指標は使用料の水準を示しており、他の自治体に比べ料金水準が高いかどうかを判断することができます。

$$\text{使用料単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{年間下水道使用料収入 (円)}}{\text{年間有収水量 (m}^3\text{)}}$$

(6) 総収支比率

総収益と総費用の比率を表す指標であり、以下の算定式により算出されます。
100%未満であると総収支が赤字であることを示しております。

$$\text{総収支比率 (\%)} = \frac{\text{総収益 (円)}}{\text{総費用 (円)}} \times 100$$

(7) 収益的収支比率

事業における全ての費用に相当する金額に対する全ての収益の比率を表す指標であり、以下の算定式にて算出されます。算定式の分母では、事業における全ての費用に相当する額を、「総費用+地方債償還金」としていますが、本町のように地方公営企業法非適用の公営企業では、総費用に減価償却費が含まれていないため、減価償却費の代わりに固定資産取得の主たる財源である地方債の償還金を総費用に加えています。

この比率が100%を切る企業は、収益的収支が均衡しておらず赤字の状態となっている可能性があります。公営企業は独立採算を前提としていることを考慮し、他自治体の当該比率と比較しながら収益と費用の内容分析を注意深く行う必要があります。

$$\text{収益的収支比率 (\%)} = \frac{\text{総収益 (円)}}{\text{総費用 (円) + 地方債償還金 (円)}} \times 100$$

(8) 利子負担率

支払利息と地方債等との割合を示すもので、外部利子の平均利率を表す指標であり、以下の算定式により算出されます。比率が低いほど低廉の資金を使用しており、比率が高くなるとその後の経営を圧迫する要因の1つとなります。

$$\text{利子負担率 (\%)} = \frac{\text{支払利息 (円)}}{\text{地方債残高 (円) + 一時借入金 (円)}} \times 100$$

(9) 処理区域内人口1人当たりの借入金残高

現在の処理区域内人口1人当たり、どれだけ借入金残高があるかを表す指標であり、以下の算定式により算出されます。当該指標は低いほうが安全性が高くなります。

$$\text{処理区域内人口1人当たりの借入金残高 (円/人)} = \frac{\text{地方債残高 (円)}}{\text{処理区域内人口 (人)}}$$

【別紙2】投資・財政計画

【投資・財政計画】

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収入	1 総 収 益 (A)	193,863	184,821	177,669	163,042	169,734	189,076	187,441	186,633	153,339	161,972	160,187	156,420	157,180
	(1) 営 業 収 益 (B)	112,175	108,120	108,206	107,861	114,852	114,502	113,185	112,705	111,282	120,229	118,663	117,097	115,988
	ア 料 金 収 入	101,805	100,447	100,533	100,188	108,709	108,359	107,042	106,562	105,139	114,086	112,520	110,954	109,845
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0												
	ウ そ の 他	10,370	7,673	7,673	7,673	6,143	6,143	6,143	6,143	6,143	6,143	6,143	6,143	6,143
	(2) 営 業 外 収 益	81,688	76,701	69,463	75,181	74,882	74,574	74,256	73,928	42,058	41,743	41,524	41,323	41,192
	ア 他 会 計 繰 入 金	78,086	73,394	66,161	71,296	70,997	70,689	70,371	70,043	38,173	37,856	37,639	37,438	37,307
	イ そ の 他	3,602	3,307	3,302	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885
	2 総 費 用 (D)	81,106	76,641	84,146	71,545	67,545	63,884	59,748	55,505	51,246	46,843	43,168	40,377	38,171
	(1) 営 業 費 用	28,729	28,186	39,154	31,261	31,261	31,776	31,779	31,779	31,779	31,779	31,779	31,779	31,779
ア 職 員 給 与 費														
イ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	28,729	28,186	39,154	31,261	31,261	31,776	31,779	31,779	31,779	31,779	31,779	31,779	31,779	
(2) 営 業 外 費 用	52,377	48,455	44,992	40,284	36,284	32,108	27,969	23,726	19,467	15,064	11,389	8,598	6,392	
ア 支 払 利 息	52,248	48,306	44,740	40,150	36,150	31,974	27,835	23,592	19,333	14,930	11,255	8,464	6,258	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他	129	149	252	134	134	134	134	134	134	134	134	134	134	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	112,757	108,180	93,523	111,497	122,189	125,192	127,663	131,128	102,093	115,129	117,019	118,043	119,006	
1 資 本 的 収 入 (F)	191,969	160,313	209,862	192,839	165,333	169,557	172,460	172,620	200,413	178,743	161,115	136,744	117,019	
(1) 地 方 債 債 償	59,300	49,900	68,700	65,300	57,800	72,900	77,000	73,000	71,500	52,800	34,000	34,000	34,000	
イ ち 資 本 費 平 準 化 債	36,900	39,200	44,900	39,300	42,800	46,900	51,000	47,000	45,500	26,800	8,000	8,000	8,000	
(2) 他 会 計 補 助 金	69,697	85,596	82,927	86,126	75,120	65,244	64,047	68,602	98,893	97,413	100,946	79,539	59,814	
(3) 他 会 計 借 入 金														
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	25,544	23,758	28,112	41,412	32,412	31,412	31,412	31,017	30,019	28,529	26,168	23,204	23,204	
(6) 工 事 負 担 金	341	1,059	1,123	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
(7) そ の 他	37,087	0	29,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 資 本 的 支 出 (G)	310,374	262,982	309,819	304,336	287,522	294,749	300,153	303,746	302,506	293,872	278,134	254,787	236,027	
(1) 建 設 改 良 費	95,653	47,591	93,415	104,202	81,292	82,462	81,152	80,842	81,032	81,222	81,412	81,602	81,602	
イ ち 職 員 給 与 費	0	17,992	18,036	20,295	20,385	20,555	20,745	20,935	21,125	21,315	21,505	21,695	21,695	
(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)	156,560	153,950	157,101	162,462	168,558	173,874	180,608	184,599	183,292	174,617	158,765	135,905	116,545	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0													
(5) そ の 他	58,161	61,441	59,303	37,672	37,672	38,413	38,393	38,307	38,182	38,033	37,957	37,880	37,880	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 118,405	△ 102,669	△ 99,957	△ 111,497	△ 122,189	△ 125,192	△ 127,663	△ 131,128	△ 102,093	△ 115,129	△ 117,019	△ 118,043	△ 119,006	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 5,648	5,511	△ 6,434	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	0	△ 0	△ 0	△ 0	0	
積 立 金 (K)														
前 年 度 繰 上 充 用 金 (L)	6,571	923	6,434	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	923	6,434	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)														
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	81.57	80.15	73.65	78.22	80.36	79.52	77.98	77.73	65.38	73.14	79.33	90.17	101.59	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	112,175	108,120	108,206	107,861	114,852	114,502	113,185	112,705	111,282	120,229	118,663	117,097	115,988	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	1,808,940	1,704,890	1,616,489	1,519,327	1,408,569	1,307,595	1,203,987	1,092,388	980,596	858,779	734,014	632,709	550,164	
○他会計繰入金 (単位:千円)														
区 分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
収 益 的 収 支 分	78,086	73,394	66,161	71,296	70,997	70,689	70,371	70,043	38,173	37,856	37,639	37,438	37,307	
イ ち 基 準 内 繰 入 金	78,086	73,394	66,161	71,296	70,997	70,689	70,371	70,043	38,173	37,856	37,639	37,438	37,307	
イ ち 基 準 外 繰 入 金	0													
資 本 的 収 支 分	69,697	85,596	82,927	86,126	75,120	65,244	64,047	68,602	98,893	97,413	100,946	79,539	59,814	
イ ち 基 準 内 繰 入 金	9,605	9,877	10,158	10,447	10,745	11,053	11,371	11,698	12,036	9,300	9,090	7,536	6,502	
イ ち 基 準 外 繰 入 金	60,092	75,719	72,769	75,679	64,375	54,191	52,676	56,904	86,857	88,113	91,856	72,003	53,312	
合 計	147,783	158,990	149,088	157,422	146,117	135,933	134,418	138,645	137,066	135,271	138,585	116,977	97,121	

平成 29 年 3 月

大空町公共下水道事業経営戦略

〒099-2392 北海道網走郡大空町女満別西 3 条 4 丁目 1 番 1 号

Tel0152(74)2111(代表) fax0152(74)3643

大空町役場 建設課